

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	0 1 0 0

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

1 健康診断

	結 核		精 神 (3)	療 育 (4)	生 活 習 慣 病		
	定 期 (1)	定期外 (2)			悪性新生物 (5)	循環器疾患 (6)	そ の 他 (7)
受 診 (01) 延 人 員							

	母 子				一 般 (12)	その他 (13)	計 (14)	(再掲) 事業所から の 受 託 (15)
	妊 婦 (8)	産 婦 (9)	乳 児 (療育を除く。) (10)	幼 児 (療育を除く。) (11)				
受 診 (01) 延 人 員								

〔注〕

- この表には、保健所が個別及び集団に対して実施した健康診断の受診延人員を計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法第80号）第12条に基づく老人保健事業分及び歯科は計上しないこと。
なお、都道府県の保健所にあつては、市町村から委託されて行ったものや、支援を行ったものは計上しないこと。
- 保健所が保健所の医師（臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診査（各種の検診・健康診断を含む。）を実施した場合に計上すること。
- 「（再掲）事業所からの受託(15)」には、「結核」の「定期(1)」から「その他(13)」までのうち、民間事業所（事務所、工場、商店、営業所等）の事業者から依頼を受けて実施したものを計上すること。
- 多種目の内容にわたる健康診断を同時あるいは同一人に実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
- なお、「15(8)老人保健（がん検診）」に計上した者は除くこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	0 2 3 0

都道府県名

保健所名

2 (3) 母子保健（保健指導）

平成 16 年度分

	妊 婦			産 婦			乳 児			幼 児			そ の 他			電話相談
	実 人 員 (1)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (2)	延 人 員 (3)	実 人 員 (4)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (8)	延 人 員 (9)	実 人 員 (10)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (14)	延 人 員 (15)	延 人 員 (16)
個 別 (01)																

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等についての保健指導の被指導人員を計上すること。
なお、都道府県の保健所にあつては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に保健指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。
健康診査時に行う一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特に問題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。
訪問による保健指導及び歯科のみあるいは栄養のみの保健指導はこの表には計上せず、「2 (4) 母子保健（訪問指導）」、「3 歯科保健」又は「4 (1) 健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 保健所が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により保健指導を実施した場合に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	0 2 4 0

都道府県名

保健所名

2(4) 母子保健（訪問指導）

平成 16 年度分

	妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児を除く。)		未 熟 児		乳 児 (新生児・未熟児を除く。)		幼 児		そ の 他	
	実 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)	実 人 員 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	延 人 員 (8)	実 人 員 (9)	延 人 員 (10)	実 人 員 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	延 人 員 (14)
実 施 数 (01)														
(再掲) (02) 医療機関等へ委託														

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等の訪問指導の被指導人員を計上すること。
なお、都道府県の保健所にあつては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に訪問指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。
歯科のみあるいは栄養のみの訪問指導はこの表には計上せず、「3 歯科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 保健所が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により訪問指導を実施した場合に計上すること。
- 保健所が、医療機関等に委託して訪問指導を実施した場合にも計上すること。
- 「(再掲) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	0 2 5 0

都道府県名

保健所名

2 (5) 母子保健（療育指導－身体障害児）

平成 16 年度分

	本年度初回 被 指 導 実 人 員 (1)	医 療 相 談 延 人 員					補 装 具 相 談 延 人 員				
		要 治 療		治療不能 (4)	治療不要 (5)	計 (2)～(5) (6)	要 交 付 (7)	要 修 理 (8)	装着指導 (9)	不 要 (10)	計 (7)～(10) (11)
		育成医療 (2)	その他の 医 療 (3)								
し 体 不 自 由 (01)											
視 覚 障 害 (02)											
聴覚・平衡機能障害(03)											
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害 (04)											
心 臓 機 能 障 害 (05)											
腎 臓 機 能 障 害 (06)											
そ の 他 (07)											
計 (08)											

〔注〕

- 1 児童福祉法第19条の規定により、保健所において行った療育指導の状況を把握するものである。
- 2 表頭の「本年度初回被指導実人員(1)」には、医療相談又は補装具相談を問わず療育指導を受けた者のうち、本年度において初めて指導結果の判定がなされた者について計上すること。
- 3 表頭の「医療相談」には、医療に関する指導結果の判定により表頭の区分ごとに指導を受けた延人員を計上すること。
- 4 表頭の「補装具相談」には、補装具に関する指導結果別に表頭のそれぞれの該当区分に計上すること。なお、指導の結果2種以上の判定がなされた場合は、それぞれの区分に計上すること。
- 5 表頭の2種以上の障害を有する者については、障害によりそれぞれの区分に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 2 6 0

都道府県名

保健所名

2(6) 母子保健（療育指導－長期療養児－相談等）

平成 16 年度分

	相談、機能訓練、訪問指導					(再掲) 相 談									
	実人員	(再掲) 新 規 者 の 受 付 経 路			(再掲) 医療受診券所持者	実人員	(再掲) 延 人 員								
		市町村	医療機関	その他			申請等の相談	医 療	家 庭 看 護	福 祉 制 度	就 学	食事・栄 養	歯 科	その他	計
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	
人 員 (01)															

	(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 延 人 員
	実人員	延人員	実人員	延人員	
	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
人 員 (01)					

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った長期療養児に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
- 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 「申請等の相談(7)」には小児慢性特定疾患医療受診券の申請・更新手続き及び転出・廃止等の届出のため来所した者について計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保健所符号	表番号
	0300

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

3 歯科保健

		検診・保健指導延人員（訪問によるものを除く。）				訪問による検診・保健指導人員			
		妊産婦	乳幼児	その他	計	実人員	（再掲）身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者（児）	延人員	（再掲）身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者（児）
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
個別	実施数 (01)								
	（再掲）医療機関等へ委託 (02)								
集団	実施数 (03)								
	（再掲）医療機関等へ委託 (04)								

	予防処置・治療延人員（訪問によるものを除く。）					訪 問 に よ る 予 防 処 置 ・ 治 療 人 員				
	予 防 処 置				治 療 (13)	実 人 員 (14)	(再掲)身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者(児) (15)	延 人 員 (16)	(再掲)身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者(児) (17)	
	妊 産 婦 (9)	乳 幼 児 (10)	そ の 他 (11)	計 (12)						
実 施 数 (05)										
(再掲) 医療機関等へ委託 (06)										

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体として本年度中に実施した歯科検診・保健指導、予防処置及び治療の受診人員等を計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
なお、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
- 保健所が歯科医師及び歯科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。
- 保健所が医療機関等に委託して行った場合も計上すること。
- 「（再掲）医療機関等へ委託(02)(04)(06)」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保健所符号	表番号
	0410

都道府県名 _____ 保健所名 _____
平成 16 年度分

4(1) 健康増進（栄養・運動等指導）

		個 別 指 導 延 人 員								集 団 指 導 延 人 員								
		栄養指導			運動指導		休養指導			栄養指導			運動指導		休養指導		その他	
		(1)	(再掲) 病 態 別 栄養指導 (2)	(再掲) 訪問による 栄養指導 (3)	(4)	(再掲) 病 態 別 運動指導 (5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(再掲) 病 態 別 栄養指導 (10)	(11)	(再掲) 病 態 別 運動指導 (12)	(13)	(14)	(15)		
実 施 数	妊 産 婦 (01)																	
	乳 幼 児 (02)																	
	20歳未満 (乳幼児を除く) (03)																	
	20歳以上 (妊産婦を除く) (04)																	
(再掲) 医療機関 等へ委託	妊 産 婦 (05)																	
	乳 幼 児 (06)																	
	20歳未満 (乳幼児を除く) (07)																	
	20歳以上 (妊産婦を除く) (08)																	

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した栄養指導、運動指導、休養指導及び禁煙指導等について計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
なお、都道府県の保健所にあつては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 保健所が医師、保健師及び管理栄養士等（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。
- 保健所が医療機関等に委託した場合も計上すること。
- 「(再掲) 医療機関等へ委託」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	0 4 2 0

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

4 (2) 健康増進（給食施設等指導）

	特 定 給 食 施 設		その他の給食施設 (3)	計 (4)
	1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上 (1)	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上 (2)		
栄養管理指導延施設数 (01)				
喫食者への栄養・運動指導 (延人員) (02)				

〔注〕

- この表には、保健所の栄養指導員（健康増進法第19条に規定する者をいう。）が行った特定給食施設・その他の給食施設への栄養管理指導施設数（健康増進法第18条第1項第2号）及び喫食者への栄養指導又は運動指導の被指導延人員を計上すること。
- 同一日に同一施設において、栄養指導又は運動指導を行った場合には「1」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 5 1 0

都道府県名

保健所名

5(1) 精神保健福祉（相談等）

平成 16 年度分

	相談、デイ・ケア、訪問指導			(再掲) 相 談									
	実人員 (1)	(再掲) 新 規 者 の 受 付 経 路			実 人 員 (5)	延 人 員							
		市町村 (2)	医療機関 (3)	その他 (4)		老人精神 保健 (6)	社会復帰 (7)	アルコー ル (8)	薬 物 (9)	思 春 期 (10)	心の健康 づくり (11)	そ の 他 (12)	計 (13)
人 員 (01)													

(再掲)デイ・ケア			(再掲) 訪 問 指 導								電話相談 延 人 員 (25)
実 人 員 (14)	延 人 員 (15)	実 人 員 (16)	延 人 員								
			老人精神 保健 (17)	社会復帰 (18)	アルコー ル (19)	薬 物 (20)	思 春 期 (21)	心の健康 づくり (22)	そ の 他 (23)	計 (24)	
人 員 (01)											

	普 及 啓 発	
	精神障害者 (家族)に対 する教室等 (26)	地域住民と精 神障害者との 地域交流会 (27)
開催回数 (02)		
延 人 員 (03)		

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った精神保健福祉に関わる相談、デイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。
ただし、老人保健法第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 「相談、デイ・ケア、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、デイ・ケア、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「デイ・ケア」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) デイ・ケア」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 同一時の「相談」及び「訪問指導」の内容が複数にわたる場合は、主たる区分に計上すること。
- 「開催回数(02)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる教室等に参加した場合「延人員(03)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	0 5 2 0

都道府県名

保健所名

5(2) 精神保健福祉（組織育成）

平成 16 年度分

	患 者 会 (1)	家 族 会 (2)	断 酒 会 (3)	職 親 会 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
支 援 件 数 (01)						

〔注〕

- この表には、保健所が行った精神障害者患者会、家族会、断酒会及び職親会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。
- 患者会等への出席、その下準備のための打合わせや関係機関との連絡等を行った場合にその延件数を計上すること。
なお、電話によるものも計上してよいこと。

地域保健・老人保健事業報告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保健所符号	表番号
	0600

6 難病

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

	相談、機能訓練、訪問指導						(再掲) 相談									
	実人員	(再掲) 新規者の受付経路			(再掲) 特定疾患医療受給者証所持者	(再掲) 特定疾患登録者証所持者	実人員	(再掲) 延 人 員								
		市町村	医療機関	その他				申請等の相談	医 療	家庭看護	福祉制度	就 労	就 学	食事・栄養	歯 科	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
人 員 (01)																

	(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 延 人 員
	実人員	延人員	実人員	延人員	
	(18)	(19)	(20)	(21)	
人 員 (01)					

患者・家族に対する学習会	
開催回数	延人員
(23)	(24)

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った難病に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
- 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 「開催回数(23)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる学習会に参加した場合「延人員(24)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	0 7 0 0

7 エイズ

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

相 談 件 数			訪 問 指 導		H I V抗体検査のための採血件数		陽 性 件 数
電 話 (1)	来 所 (2)	(再掲) 医療社会事業員が 関与した件数 (3)	実 人 員 (4)	延 人 員 (5)	スクリーニング検査 (6)	確 認 検 査 (7)	

〔注〕

この表には、保健所において受け付けたエイズに関する相談件数、訪問指導の実人員、延人員、保健所が行ったH I V抗体検査のための採血件数及び陽性件数を計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	0 8 0 0

都道府県名

保健所名

8 衛生教育

平成 16 年度分

	感染症	(再 掲)		精 神	難 病	母 子						成人・ 老 人	栄 養・ 健 康	歯 科	医 事・ 薬 事	食 品	環 境	その他	計	(再 掲)	
		結 核	エイズ			思春期・ 未婚女性 学級	婚 前・ 新婚学級	両(母) 親学級	育 児 学 級	その他	計									地区組 織活動	健康危 機管理
回 数 (01)																					
延人員 (02)																					

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った講習会、研究会、座談会、講演会、展覧会及び映画会等形式のいかんを問わず、一般住民の集団又は特定集団に対して行った衛生教育の開催回数及び参加延人員を計上すること。
- 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。
- 他から依頼されて、保健所職員が参加して行った場合（ただし、市町村から依頼された精神保健に関する講演会等を除く。）に計上すること。
- この表には、次の事項については計上しないこと。
 - ① 一般放送、新聞又は広報車によるもの
(注) 災害時に広報車又は保健所の自動車により災害地を巡回し、随時、災害地で駐車（下車）し、り災者を集め伝染病予防、健康保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考え計上しないこと。
 - ② パンフレット等のみを配布した場合
 - ③ 保健所業務の実習のため来所している医師、保健師、看護師、栄養士等の研修生に対して行った場合
 - ④ 保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会を行った場合
 - ⑤ 外部の諸施策策定のための各種の委員会、総会等単なる連絡及び業務打合せ会等を目的とした参加列席等、直接衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合
 - ⑥ 保健所職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合
- 「回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となるものに参加した場合「延人員(02)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	1 0 1 0

都道府県名

保健所名

10(1) 結核予防（健康診断及び予防接種の実施状況）

平成 16 年度分

		定 期												定 期 外		計	(再掲) 乳幼児(7) ～(11)のう ち再ツベル クリン 反応検査 者
		事業者	学 校 長				施設の長	市町村長又は特別区の区長						患者家族	その他		
			高 1	高 2	高 3	その他		乳 幼 児					その他				
								0 歳		1 歳	2 歳	3 歳					
								6ヶ月未満	6ヶ月以上								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)		
ツベル クリン 反応検査	被注射者数	(01)															
	被判定者数	(02)															
	陰性者数	(03)															
	陽性者数	(04)															
	(再掲) 強陽性者数	(05)															
B C G接種者数		(06)															
間接撮影者数		(07)															
直接撮影者数		(08)															
かくたん検査者数		(09)															
被発見 者数	結核患者	(10)															
	結核発病のおそれがあると診断された者	(11)															

〔注〕

- 結核予防法による定期及び定期外の健康診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。
- 結核予防法第11条第1項及び第20条の規定による実施者からの通報又は報告（結核予防法施行規則による様式第二結核健康診断予防接種月報）をもとにして本年度分をとりまとめ、計上すること。
なお、政令市市長の実施機関としての保健所長が結核予防法第4条第3項による定期の健康診断及び予防接種を実施した場合及び知事又は政令市市長が実施することとなっている定期外の健康診断及び予防接種について保健所長が実施した場合は、本年度中に実施したものについて計上すること。
- 表頭「乳幼児(7)～(11)」には、表頭「(再掲) 乳幼児(7)～(11)のうち再ツベルクリン反応検査者(16)」の結果も、再度含めてそれぞれの該当欄に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	1 0 2 0

10(2) 結核予防（相談等）

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

	相 談		訪 問 指 導	
	電 話	来 所		
	延 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)
人 員 (01)				

〔注〕 この表は、保健所が実施主体となって行った結核患者を対象とした相談及び訪問指導の実施状況を把握するものである。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
1 1 0 0	

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

11 環境衛生

	営 業 関 係 施 設					
	旅 館 等 (1)	興 行 場 (2)	公 衆 浴 場 (3)	理 容 所 (4)	美 容 所 (5)	ク リ ー ニ ン グ 所 (6)
調査・監視指導 延 施 設 数 (01)						

	飲 料 水 施 設						
	水 道 事 業 (簡易水道事業を除く) (7)	簡 易 水 道 事 業 (8)	水 道 用 水 供 給 事 業 (9)	専 用 水 道 (10)	簡 易 専 用 水 道 (11)	そ の 他 の 水 道 (12)	井 戸 等 (13)
調査・監視指導 延 施 設 数 (01)							

	そ の 他 の 施 設						そ の 他 (20)	計 (21)
	化製場(準ずる施設を含む。) (14)	畜 舎 ・ 家 畜 舎 (15)	火 葬 場 (16)	墓 地 ・ 骨 納 堂 (17)	特定建築物 (18)	一般プール (19)		
調査・監視指導 延 施 設 数 (01)								

〔注〕

- 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。
- 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第39条に規定する当該職員の行ったもののみについて計上すること。
- 情報に基づき無許可無届営業施設の調査に出動した場合、又は監視の際発見した無許可無届営業施設については計上しないこと。
- 計上の単位は、同一施設を1回監視指導するごとに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」とすること。

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

保 健 所 符 号	表番号
	1 2 0 0

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

12 試験検査

			依 頼 等 に よ る 試 験 検 査				依 頼 等 に よ ら ない も の (5)
			住 民 (1)	市 町 村 (2)	市 町 村 の 以 外 の 行 政 機 関 (3)	そ の 他 (医 療 機 関、 学 校 等) (4)	
細菌学的検査	赤 痢	(01)					
	コ レ ラ	(02)					
	チ フ ス	(03)					
	結 核	(04)					
	そ の 他	(05)					
食品衛生関係検査	食 中 毒	微生物学的検査 (06)					
		理化学的検査 (07)					
		そ の 他 (08)					
	食 検 品 等 査	微生物学的検査 (09)					
		理化学的検査 (10)					
臨床学的検査		血液一般検査 (12)					
	血 検 清 等 査	HBs抗原、抗体検査 (13)					
		梅毒血清検査 (14)					
		そ の 他 (15)					
	生 化 学 検 査	生化学検査 (16)					
		先天性代謝異常検査 (17)					
	尿 検 査	尿一般等 (18)					
		神経芽細胞腫 (19)					
	糞 便 検 査	潜血反応 (20)					
		寄生虫卵 (21)					
		そ の 他 (22)					

			依 頼 等 に よ る 試 験 検 査				依 頼 等 に よ ら ない も の (5)
			住 民 (1)	市 町 村 (2)	市 町 村 の 以 外 の 行 政 機 関 (3)	そ の 他 (医 療 機 関、 学 校 等) (4)	
臨床学的検査	生理学的検査	心電図 (23)					
		眼 底 (24)					
	胸部X線検査	間接撮影 (25)					
		直接撮影 (26)					
		断層撮影 (27)					
水質検査	そ の 他	(28)					
	水 道 水	細菌学的検査(29)					
		理化学的検査(30)					
		生物学的検査(31)					
	飲 用 水	細菌学的検査(32)					
環境・公害関係検査		理化学的検査(33)					
	利用水等(プール水等を含む。)	細菌学的検査(34)					
		理化学的検査(35)					
環境・公害関係検査	廃棄物関係検査	(36)					
	大気検査	(37)					
	水質検査(公共用水域、工場等排水、浄化槽放流水等)	(38)					
	騒音・振動	(39)					
	悪臭検査	(40)					
	土壌・底質検査	(41)					
	そ の 他	(42)					
	そ の 他	(43)					

〔注〕

- この表には、保健所において本年度中に行った地域保健事業に関する試験検査にかかる検体数を計上すること。
- 保健所において行った検査のみについて計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。
- 表側の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について表側に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
- 「依頼等によらないもの(5)」には、伝染病予防法、食品衛生法等に基づく保健所自らの事業・調査及び保健所独自の研究として行われる検査を実施した場合に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	1 3 1 0

13(1) 連絡調整に関する会議

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

	開催回数 (1)	参加機関・団体数 ※ (2)	(再掲) 福祉関係機関 (3)	議 事 内 容 (延 件 数)					
				基本的実施方針に関する事項 (4)	実施体制の確保に関する事項 (5)	サービス提供の指針に関する事項 (6)	事業評価に関する事項 (7)	そ の 他 (8)	計 (9)
保 健 所 主 催	保健所運営協議会 (01)								
	保健所保健事業連絡協議会 (02)								
	母子保健推進協議会 (03)								
	保健所保健福祉サービス調整推進会議 (04)								
	地域保健医療協議会等 (05)								
	健康日本21地方計画策定会議等 (06)								
	健康危機管理関連会議等 (07)								
	そ の 他 (08)								
参 加	都道府県主催の会議への参加 (09)								
	市町村主催の会議への参加 (10)								
	その他関係機関・団体主催の会議への参加 (11)								
	(再掲) 介護保険関連の会議 (12)								

※参加機関・団体数は延数である。

〔注〕1 この表には、保健所が主催あるいは参加した地域保健事業に関する会議について、開催回数、参加機関・団体（民間・ボランティアを含む。）数及び議事内容について計上すること。

なお、研究会、講習会等の各種の集会は計上しないこと。

2 保健所が主催して各種の協議会、打合せ会、連絡会等を開催した場合に計上すること。

3 保健所以外の機関が開催した会議に保健所職員が参加した場合に計上すること。

4 「議事内容（延件数）」については、同一の会議で複数区分に該当する議事内容で行った場合は、各々該当する区分に計上すること。

ただし、同一区分において母子保健、老人保健等複数の事業について行っても「1」と計上すること。

5 「都道府県主催の会議への参加(09)」には都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が主催する連絡調整に関する会議に参加した場合に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	1 3 2 0

都道府県名

保健所名

13(2) 研修等（市町村の職員に対する研修・指導）

平成 16 年度分

	保 健 計 画 の 策 定 ・ 地 域 診 断 (1)	母 子 保 健 (2)	老 人 保 健 (3)	健 康 増 進 (4)	介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 (5)	歯 科 保 健 (6)	感 染 症 (7)	(再掲)	
								結 (8)	核 エ イ ズ (9)
実 施 回 数 (01)									
参 加 延 人 員 (02)									

	精神保健福祉 (10)	(再掲) ヘルパー養成 (11)	難 病 (12)	介 護 保 険 (13)	健康危機管理 (14)	そ の 他 (15)	計 (16)
実 施 回 数 (01)							
参 加 延 人 員 (02)							

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った市町村職員（臨時雇い上げ等の職員を含む。）に対する研修及び指導について、その内容、実施回数及び参加延人員を計上すること。
- 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。
- 市町村から依頼されて、保健所職員が講師として行った場合も計上すること。
- 同一の研修及び指導で複数区分に該当する研修・指導を行った場合は、主たる区分に計上すること。
- この表には、次の事項については計上しないこと。
 - パンフレット等のみを配布した場合
 - 保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会の場で行ったもの
 - 外部の諸施策策定のための各種の委員会、連絡及び業務打合せ会等の集会の場で行ったもの
 - 保健所職員を対象とした研究会、講習会等を行った場合
- 「実施回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる研修会等に参加した場合「参加延人員(02)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	1 3 3 0

13(3) 調査・研究

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分

	全 般		対 人 保 健									
	地域診断 (1)	情 報 システム (2)	母子保健 (3)	老人保健 (4)	健康増進 (5)	歯科保健 (6)	感 染 症 (7)	(再 掲) 結 核 エ イ ズ (8) (9)	精神保健 福 祉 (10)	難 病 (11)	介護保険 (12)	そ の 他 (13)
件 数 (01)												

	対 物 保 健				計 (18)	(再掲) 健康危機 管 理 (19)
	医 薬 事 業 (14)	食品衛生 (15)	環境衛生 (16)	そ の 他 (17)		
件 数 (01)						

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った地域保健に関する事業を実施していくうえで必要となることがらについての調査及び研究について、その内容及び件数を計上すること。
- 保健所が組織として行い、その内容については刊行物等にしてとりまとめ、学会や公の会議や広報紙等で公表した調査及び研究について計上すること。
- 件数は、調査対象者数ではなく、調査ごとに「1」と計上すること。例えば、「〇〇保健所における高齢者の健康意識に関する調査（対象65歳以上の住民100名）」は「1」と計上すること。
- 研究については、報告書、学会等での発表ごとに「1」と計上すること。
- 同一の調査及び研究で複数区分に該当する調査・研究を行った場合は上たる区分に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	1 4 1 0

都道府県名

保健所名

平成 16 年度分（年度末現在）

14(1) 職員設置状況

職 種	常勤（実人員） （年度末現在） (1)	非常勤（延人員） （年度活動分） (2)
医 師 (01)		
歯科医師 (02)		
獣 医 師 (03)		
薬 剤 師 (04)		
保 健 師 (05)		
(再掲) 市町村駐在 (06)		
交 流 (07)		
助 産 師 (08)		
看 護 師 (09)		
准看護師 (10)		
理学療法士 (11)		
作業療法士 (12)		
歯科衛生士 (13)		
診療放射線技師 (14)		
診療エックス線技師 (15)		

職 種	常勤（実人員） （年度末現在） (1)	非常勤（延人員） （年度活動分） (2)
臨床検査技師 (16)		
衛生検査技師 (17)		
管理栄養士 (18)		
栄 養 士 (19)		
そ の 他 (20)		
(再掲)医療社会事業員(21)		
計 (22)		
(再掲) 精神保健福祉士(23)		
精神保健福祉相談員(24)		
栄養指導員 (25)		
健康運動指導士(26)		
健康運動実践指導者(27)		
食品衛生監視員(28)		
環境衛生監視員(29)		
医療監視員 (30)		

- 〔注〕1 この表には、保健所の本年度末現在における職種別常勤職員及び非常勤職員が地域保健事業に関して活動した時間を延人員に換算して計上すること。
 なお、市町村に駐在している保健師及び交流人事により保健所に来ている保健師も含めること。
 また、休職中の者及び育児休業者の代替として勤務している者は計上しないこと。
- 2 「常勤（実人員）（年度末現在）(1)」には、本年度末現在における保健所に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含む。）の数を計上すること。
 なお、3月31日付で、職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 3 「非常勤（延人員）（年度活動分）(2)」には、通常の勤務形態をとらない雇用条件のもの及び臨時雇い上げの者が活動した分を以下の方法により延人員に換算して計上すること。
 換算方法 ア 活動した時間8時間以内を1人とする。
 イ 8時間を超える場合は、8時間までを増すごとに1人とする。
- 4 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表番号
	1 4 2 0

都道府県名

保健所名

14(2) 市町村への援助状況

平成 16 年度分

		市町村名											市町村符号					市町村名											市町村符号							
		延 人 員 (年度援助分)											延 人 員 (年度援助分)																							
		母保	子健	老保	人健	健康増進	介護予防生活支援	歯保	科健	感染症	介護保険	健康危機管理	精神保健福祉	その他	計	母保	子健	老保	人健	健康増進	介護予防生活支援	歯保	科健	感染症	介護保険	健康危機管理	精神保健福祉	その他	計							
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
医 師	(01)																																			
歯科医師	(02)																																			
保 健 師	(03)																																			
助 産 師	(04)																																			
看護師（准看護師を含む。）	(05)																																			
理学療法士	(06)																																			
作業療法士	(07)																																			
歯科衛生士	(08)																																			
管理栄養士	(09)																																			
栄 養 士	(10)																																			
そ の 他	(11)																																			
〈再掲〉医療社会事業員	(12)																																			
計	(13)																																			

〔注〕

- この表には、管轄市町村が実施主体としての母子保健、老人保健等の活動について援助を求め、保健所職員が活動に参加した場合に計上すること。
- 市町村との委託契約により保健所が受託して行った場合及び市町村からの依頼であっても専門性の高い個々のケースについて保健所の業務として保健所が担当した場合には計上しないこと。
- 「延人員 (年度援助分)」には、以下の方法により延人員に換算して計上すること。
換算方法 ア 活動した時間 8 時間以内を 1 人とする。
イ 8 時間を超える場合は、8 時間までを増すごとに 1 人とする。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	0 1 0 0

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

1 健康診断

	結 核	生 活 習 慣 病					そ の 他	計	
		悪性新生物	(再 掲)		循環器疾患	そ の 他			(再掲) 骨粗しょう症
			肝 臓 が ん (3)	前立腺がん (4)					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
受 診 延 人 員 (01)									
(再掲) 医療機関等へ委託 (02)									

〔注〕

- この表には、市町村が実施主体となって行った健康診断の受診延人員を計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法第80号）第12条に基づく老人保健事業分及び歯科は計上しないこと。
なお、老人保健法（昭和57年8月17日法第80号）第12条に基づく健康診査ではない老人保健に関する市町村の単独事業の健康診査（たとえば、年齢・疾患の拡大）を行った場合にも計上すること。
また、母子に関する健康診査（療育を除く。）はこの表には計上せず、「2(2)母子保健（健康診査）」に計上すること。
- 市町村が医師（医療機関に所属する医師、臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診査を実施した場合に計上すること。
- 市町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて健康診査を実施した場合も計上すること。
- 「(再掲) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。
- なお、「15(8)老人保健（がん検診）」に計上した者は除くこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号					表 番 号
					0 2 1 0

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

2(1) 母子保健（妊娠の届出）

妊娠の届出をした者の数 (1)	
	(再掲) 満11週以内に届出をした者の数 (2)

〔注〕

母子保健法第15条に規定する妊娠の届出に基づいて、本年度中に妊娠の届出をした者の数を計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	0 2 2 0

都道府県名

市区町村名

2(2) 母子保健（健康診査）

平成 16 年度分

	一 般 健 康 診 査											
	妊 婦		産 婦		乳 児		幼 児					
	受 診	受 診	受 診	受 診	受 診	受 診	1 歳 6 か月児健康診査		3 歳 児 健 康 診 査		そ の 他	
	実 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)	実 人 員 (5)	延 人 員 (6)	対象人員 (7)	受診実人員 (8)	対象人員 (9)	受診実人員 (10)	受診実人員 (11)	受診延人員 (12)
実 施 数 (01)												
(再掲) 医療機関等へ委託 (02)												

	精 密 健 康 診 査 受 診 実 人 員						妊 婦 B 型 肝 炎 検 査 実 人 員		
	妊 婦 (13)	産 婦 (14)	乳 児 (15)	幼 児			B 型肝炎検査 (19)	事 後 指 導	
				1 歳 6 か月児健康診査 (16)	3 歳児健康診査 (17)	そ の 他 (18)		妊 婦 (20)	乳 児 (21)
実 施 数 (01)									
（再掲） 医療機関等へ委託 (02)									

〔注〕

- 市町村が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診人員を計上すること。
ただし、歯科のみの健康診査を実施した場合にはこの表には計上せず、「3 歯科保健」に計上すること。
- 市町村が医師（医療機関に所属する医師、臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診査を実施した場合に計上すること。
- 市町村が他の市町村と共同で健康診査を実施した場合には各市町村においてそれぞれの管内受診者数を計上すること。
- 市町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて健康診査を実施した場合も計上すること。
- 「（再掲）医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	0230

都道府県名

市区町村名

2(3) 母子保健（保健指導）

平成 16 年度分

	妊 婦			産 婦			乳 児			幼 児			そ の 他			電話相談 延 人 員
	実 人 員 (1)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (2)	延 人 員 (3)	実 人 員 (4)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (8)	延 人 員 (9)	実 人 員 (10)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (14)	延 人 員 (15)	
個別 (01)																

〔注〕

- この表には、市町村が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等についての保健指導の被指導人員を計上すること。
健康診査時に行う一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特に問題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。
訪問による保健指導及び歯科のみあるいは栄養のみの保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健（訪問指導）」、「3 歯科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 市町村が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により保健指導を実施した場合に計上すること。
- 市町村が他の市区町村と共同で保健指導を実施した場合には、管轄住民ごとにそれぞれの市町村で計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	0 2 4 0

都道府県名

市区町村名

2 (4) 母子保健（訪問指導）

平成 16 年度分

	妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児を除く。)		未 熟 児		乳 児 (新生児・未熟児を除く。)		幼 児		そ の 他	
	実 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)	実 人 員 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	延 人 員 (8)	実 人 員 (9)	延 人 員 (10)	実 人 員 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	延 人 員 (14)
実 施 数 (01)														
(再掲) (02) 医療機関等へ委託														

〔注〕

- この表には、市町村が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等の訪問指導の被指導人員を計上すること。
歯科のみあるいは栄養のみの訪問指導はこの表には計上せず、「3 歯科保健」又は「4 (1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 市町村が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により訪問指導を実施した場合に計上すること。
- 市町村が他の市町村と共同で訪問指導を実施した場合には、管轄住民ごとにそれぞれの市町村で計上すること。
- 市町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて訪問指導を実施した場合も計上すること。
- 「(再掲) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	0 2 6 0

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

2(6) 母子保健（療育指導－長期療養児－相談等）

平成 16 年度分

	相談、機能訓練、訪問指導			(再掲) 相 談									
	実人員	(再掲) 新規者の受付経路		実人員	延 人 員								計
		医療機関	その他		申請等 の相談	医 療	家庭看護	福祉制度	就 学	食 事・ 食 養	歯 科	その他	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
人員 (01)													

	(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 延人員
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員	
	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
人員 (01)					

〔注〕

- この表には、市町村が本年度中に行った長期療養児に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
- 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 同一時における相談内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 「申請時の相談(5)」には小児慢性特定疾患医療受診券の申請・更新手続き及び転出・廃止等の届出のため相談があった者について計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	0300

都道府県名

市区町村名

3 歯科保健

平成 16 年度分

		検診・保健指導延人員（訪問によるものを除く。）					訪問による検診・保健指導人員			
		妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	(再掲) 歯周疾患 (4)	計 (5)	実人員 (6)	(再掲)身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者 (7)	延人員 (8)	(再掲)身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者 (9)
個別	実施数 (01)									
	(再掲)医療機関等へ委託 (02)									
集団	実施数 (03)									
	(再掲)医療機関等へ委託 (04)									

		予防処置・治療延人員（訪問によるものを除く。）					訪問による予防処置・治療人員			
		予 防 処 置				治 療	実 人 員	(再掲)身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者 (16)	延 人 員	(再掲)身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者 (18)
		妊産婦 (10)	乳幼児 (11)	その他 (12)	計 (13)	(14)	(15)		(17)	
実施数 (05)										
(再掲)医療機関等へ委託 (06)										

〔注〕

- この表には、市町村が実施主体として本年度中に実施した歯科検診・保健指導、予防処置及び治療の受診人員等を計上すること。
老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 市町村が歯科医師及び歯科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。
- 市町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて実施した場合も計上すること。
- 「(再掲)医療機関等へ委託(02)(04)(06)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
0410	

都道府県名 市区町村名
平成 16 年度分

4(1) 健康増進（栄養・運動等指導）

		個 別 指 導 延 人 員							集 団 指 導 延 人 員										
		栄養指導			運動指導		休養指導		禁煙指導	そ の 他	栄養指導			運動指導		休養指導		禁煙指導	そ の 他
		(1)	(再掲) 病 態 別 栄養指導 (2)	(再掲) 訪問による 栄養指導 (3)	(4)	(再掲) 病 態 別 運動指導 (5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(再掲) 病 態 別 栄養指導 (10)	(11)	(再掲) 病 態 別 運動指導 (12)	(13)	(14)	(15)			
実 施 数	妊産婦 (01)																		
	乳幼児 (02)																		
	20歳未満 (乳幼児を除く。)(03)																		
	20歳以上 (妊産婦を除く。)(04)																		
(再掲) 医療機関 等へ委託	妊産婦 (05)																		
	乳幼児 (06)																		
	20歳未満 (乳幼児を除く。)(07)																		
	20歳以上 (妊産婦を除く。)(08)																		

〔注〕

- この表には、市町村が実施主体となって本年度中に実施した栄養指導、運動指導、休養指導及び禁煙指導等について計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 市町村が医師、保健師及び管理栄養士等（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。
- 市町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて実施した場合も計上すること。
- 「（再掲）医療機関等へ委託」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	0 5 1 0

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

5 (1) 精神保健福祉（相談等）

	相談、デイ・ケア、訪問指導			(再掲) 相 談								
	実 人 員	(再掲) 新規者の受付経路		実 人 員	延 人 員							
		医療機関	そ の 他		老人精神 保健	社会復帰	アルコール	薬 物	思 春 期	心の健康 づくり	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
人 員 (01)												

	(再掲) デイ・ケア			(再掲) 訪 問 指 導								電話相談 延 人 員	普 及 啓 発	
	実 人 員 (13)	延 人 員 (14)	実 人 員 (15)	延 人 員									精神障害者 (家族)に対する教室等 (27)	地域住民と精神障害者との 地域交流会 (28)
				老人精神 保健 (16)	社会復帰 (17)	アルコール (18)	薬 物 (19)	思春期 (20)	心の健康 づくり (21)	その他 (22)	計 (23)			
人 員 (01)													開催回数(02)	
													延人員 (03)	

〔 注 〕

- この表には、市町村が本年度中に行った精神保健福祉に関わる相談、デイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。
ただし、老人保健法第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 「相談、デイ・ケア、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、デイ・ケア、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、本年度中に同一人に対して「相談」と「デイ・ケア」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) デイ・ケア」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 同一時の「相談」及び「訪問指導」の内容が複数にわたる場合は、主たる区分に計上すること。
- 「開催回数(02)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる教室等に参加した場合「延人員(03)」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	0600

都道府県名

市区町村名

6 難病

平成 16 年度分

	相談、機能訓練、訪問指導			(再掲) 相談									
	実人員	(再掲) 新規者の受付経路		実人員	延 人 員								
		医療機関	その他		申請等の相談	医 療	家庭看護	福祉制度	就 労	就 学	食事・栄養	歯 科	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
人 員 (01)													

	(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 延 人 員	患者・家族に対する学習会	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員		開 催 回 数	延 人 員
	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)
人 員 (01)							

〔注〕

- この表には、市町村が本年度中に行った難病に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
- 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、本年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 「開催回数(20)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる学習会に参加した場合「延人員(21)」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	0800

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

8 衛生教育

	感染症 (1)	(再 掲)		精 神 (4)	難 病 (5)	母 子					成人・ 老 人 (12)	栄 養・ 健康増進 (13)	歯 科 (14)	医事・ 薬 事 (15)	食 品 (16)	環 境 (17)	そ の 他 (18)	計 (19)	(再 掲)	
		結 核 (2)	エイズ (3)			思春期・ 未婚女性 学級 (6)	婚 前・ 新婚学級 (7)	両(母) 親学級 (8)	育 児 学 級 (9)	そ の 他 (10)									地区組 織活動 (20)	健康危 機管理 (21)
		(2)	(3)			(6)	(7)	(8)	(9)	(10)									(20)	(21)
回 数 (01)																				
延人員 (02)																				

〔注〕

- この表には、市町村が本年度中に行った講習会、研究会、座談会、講演会、展覧会及び映画会等形式のいかんを問わず、一般住民の集団又は特定集団に対して行った衛生教育の開催回数及び参加延人員を計上すること。
- 市町村が自ら企画して行った場合に計上すること。
- この表には、次の事項については計上しないこと。
 - ① 一般放送、新聞又は広報車によるもの
(注) 災害時に広報車又は市町村の自動車により災害地を巡回し、随時、災害地で駐車（下車）し、り災者を集め伝染病予防、健康保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考え計上しないこと。
 - ② パンフレット等のみを配布した場合
 - ③ 市町村業務の実習のため来所している医師、保健師、看護師、栄養士等の研修生に対して行った場合
 - ④ 市町村業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会を行った場合
 - ⑤ 外部の諸施策策定のための各種の委員会、総会等単なる連絡及び業務打合せ会等を目的とした参加列席等、直接衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合
 - ⑥ 市町村職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合
- 「回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となるものに参加した場合「延人員(02)」は「1」でなく「2」と計上すること。

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	0900

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

9 予防接種

1 類 疾 病	接 種 者 数								
	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風混合ワクチン使用(DPT)				ジフテリア破傷風混合トキソイド又は 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用(DT)				
	第 1 期				第 1 期				第 2 期
	初回接種		追加接種		初回接種		追加接種		
	第 1 回(1)	第 2 回(2)	第 3 回(3)	(4)	第 1 回(5)	第 2 回(6)	第 3 回(7)	(8)	
0 歳 (01)									
1 歳 (02)									
2 歳 (03)									
3 歳 (04)									
4 歳 (05)									
5 歳 (06)									
6 歳 (07)									
7 歳 (08)									
11 歳 (09)									
12 歳 (10)									
計 (11)									
(再掲)個別 (12)									
(再掲)集団 (13)									

1 類 疾 病	接 種 者 数				
	第 1 期				第2期
	初 回 接 種			追加接種	
	第1回(10)	第2回(11)	第3回(12)	(13)	
ジフテリアトキソイド又は沈降ジフテリアトキソイド使用	個別 (14)				
沈降精製百日せきワクチン使用	集団 (15)				
沈降破傷風トキソイド使用	個別 (16)				
	集団 (17)				
	個別 (18)				
	集団 (19)				

1 類 疾 病	第 1 期				第2期
	初 回 接 種			追加接種	
	第1回(15)	第2回(16)	第3回(17)	(18)	
	第1回(15)	第2回(16)	第3回(17)	(18)	(19)
対象者数(ジフテリア・破傷風・百日せき) (20)					

1 類 疾 病	急性灰白髄炎				麻 し ん				風 し ん				日 本 脳 炎			
	第1回		第2回		男		女		男		女		第1期		第2期	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	初回接種	追加接種	第2期	第3期
	第1回(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	第1回(28)	第2回(29)	(30)	(32)
0 歳 (21)																
1 歳 (22)																
2 歳 (23)																
3 歳 (24)																
4 歳 (25)																
5 歳 (26)																
6 歳 (27)																
7 歳 (28)																
9 歳 (29)																
10 歳 (30)																
11 歳 (31)																
12 歳 (32)																
14 歳 (33)																
15 歳 (34)																
計 (35)																
(再掲)個別 (36)																
(再掲)集団 (37)																
対 象 者 数 (38)																

2 類 疾 病	インフルエンザ		計
	60歳以上 65歳未満 の者	65歳以上	
	(33)	(34)	
	(33)	(34)	(35)
接 種 者 数 (39)			
対 象 者 数 (40)			

- 〔注〕1 予防接種法による定期の予防接種の実施状況を把握するものであること。
 2 接種者は、予防接種法施行令第7条の規定による市町村長から保健所長への報告に基づいて計上すること。
 3 対象者は、各市町村の予防接種実施計画により算出し計上すること。
 4 風しん欄は予防接種法施行令第1条に規定する予防接種について計上すること。

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

地域保健・老人保健事業報告

市区町村符号	表番号
	1200

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

12 試験検査

			依頼等による試験検査				依頼等によらないもの (5)
			住 民 (1)	市町村 (2)	市町村以外 の行政機関 (3)	そ の 他 (医療機関、 学校等) (4)	
細菌学的検査	赤 痢	(01)					
	コレラ	(02)					
	チフス	(03)					
	結 核	(04)					
	そ の 他	(05)					
食品衛生関係検査	食 中 毒	微生物学的検査 (06)					
		理化学的検査 (07)					
		そ の 他 (08)					
	食 検 品 等 査	微生物学的検査 (09)					
		理化学的検査 (10)					
臨床学的検査		血液一般検査 (12)					
	血 検 清 等 査	HBs抗原、抗体検査 (13)					
		梅毒血清検査 (14)					
		そ の 他 (15)					
	生 検 化 学 査	生化学検査 (16)					
		先天性代謝異常検査 (17)					
	尿 検 査	尿一般等 (18)					
		神経芽細胞腫 (19)					
	糞 便 検 査	潜血反応 (20)					
		寄生虫卵 (21)					
		そ の 他 (22)					

			依頼等による試験検査				依頼等によらないもの (5)
			住 民 (1)	市町村 (2)	市町村以外 の行政機関 (3)	そ の 他 (医療機関、 学校等) (4)	
臨床学的検査	生理学的検査	心電図 (23)					
		眼底 (24)					
	胸部X線検査	間接撮影 (25)					
		直接撮影 (26)					
		断層撮影 (27)					
水質検査	そ の 他 (28)						
	水 道 水	細菌学的検査(29)					
		理化学的検査(30)					
		生物学的検査(31)					
	飲 用 水	細菌学的検査(32)					
環境・公害関係検査	利用水等（プール水等を含む。）	理化学的検査(33)					
		細菌学的検査(34)					
		理化学的検査(35)					
	廃棄物関係検査	(36)					
	大気検査	(37)					
環境・公害関係検査	水質検査（公共用水域、工場等排水、浄化槽放流水等）	(38)					
	騒音・振動	(39)					
	悪臭検査	(40)					
	土壌・底質検査	(41)					
	そ の 他	(42)					
そ の 他		(43)					

〔注〕

- この表には、市町村において本年度中に行った地域保健事業に関する試験検査にかかる検体数を計上すること。
- 市町村において行った検査のみについて計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。
- 表側の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について表側に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
- 「依頼等によらないもの(5)」には、市町村自らの事業・調査及び市町村独自の研究として行われる検査を実施した場合に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	1 3 1 0

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

13(1) 連絡調整に関する会議

		開 催 回 数 (1)	参 加 機 関 ・ 団 体 数 ※ (2)	(再掲) 福 祉 関 係 機 関 (3)	議 事 内 容 (延 件 数)					計 (9)
					基本的実施 方針 に関 する 事項 (4)	実施体制の 確保 に関 する 事項 (5)	サービス提 供の指針に 関する事項 (6)	事業 評価 に関する 項 (7)	そ の 他 (8)	
市 町 村 主 催	母子保健に関する会議	(01)								
	老人保健に関する会議	(02)								
	障害者福祉調整会議（精神等含む。）	(03)								
	健康日本21地方計画策定会議等	(04)								
	そ の 他	(05)								
参 加	都道府県主催の会議への参加	(06)								
	保健所主催の会議への参加	(07)								
	その他関係機関・団体主催の会議への参加	(08)								
	（再掲）介護保険関連の会議	(09)								

※参加機関・団体数は延数である。

〔注〕1 この表には、市町村が主催あるいは参加した地域保健事業に関する会議について、開催回数、参加機関・団体（民間・ボランティアを含む。）数及び議事内容について計上すること。

なお、研究会、講習会等の各種の集会は計上しないこと。

2 市町村が主催して各種の協議会、打合せ会、連絡会等を開催した場合に計上すること。

3 市町村以外の機関が開催した会議に市町村職員が参加した場合に計上すること。

4 「議事内容（延件数）」については、同一の会議で複数区分に該当する議事内容で行った場合は、各々該当する区分に計上すること。

ただし、同一区分において母子保健、老人保健等複数の事業について行っても「1」と計上すること。

5 「都道府県主催の会議への参加(06)」には都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が主催する連絡調整に関する会議に参加した場合に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	1 3 3 0

都道府県名

市区町村名

13(3) 調査・研究

平成 16 年度分

	全 般		対 人 保 健										
	地域診断 (1)	情 報 システム (2)	母子保健 (3)	老人保健 (4)	健康増進 (5)	歯科保健 (6)	感 染 症 (7)	(再 掲)		精神保健 福祉 (10)	難 病 (11)	介護保険 (12)	そ の 他 (13)
								結 核 (8)	エイズ (9)				
件 数 (01)													

	対 物 保 健				計 (18)	(再掲) 健康危機 管 理 (19)
	医 薬 事 業 ・ (14)	食品衛生 (15)	環境衛生 (16)	そ の 他 (17)		
件 数 (01)						

〔注〕

- この表には、市町村が本年度中に行った地域保健に関する事業を実施していくうえで必要となることがらについての調査及び研究について、その内容及び件数を計上すること。
- 市町村が組織として行い、その内容については刊行物等にしてとりまとめ、学会や公の会議や広報紙等で公表した調査及び研究について計上すること。
- 件数は、調査対象者数ではなく、調査ごとに「1」と計上すること。例えば、「〇〇町における高齢者の健康意識に関する調査（対象65歳以上の住民100名）」は「1」と計上すること。
- 研究については、報告書、学会等での発表ごとに「1」と計上すること。
- 同一の調査及び研究で複数区分に該当する調査・研究を行った場合は主たる区分に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市 区 町 村 符 号	表番号
	1 4 1 0

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分（年度末現在）

14(1) 職員設置状況

職 種	常勤（実人員） （年度末現在） (1)	非常勤（延人員） （年度活動分） (2)
医 師 (01)		
歯科医師 (02)		
獣 医 師 (03)		
薬 剤 師 (04)		
保 健 師 (05)		
(再掲) 派 遣 (06)		
(再掲) 交 流 (07)		
助 産 師 (08)		
看 護 師 (09)		
准看護師 (10)		
理学療法士 (11)		
作業療法士 (12)		
歯科衛生士 (13)		
診療放射線技師 (14)		
診療エックス線技師 (15)		

職 種	常勤（実人員） （年度末現在） (1)	非常勤（延人員） （年度活動分） (2)
臨床検査技師 (16)		
衛生検査技師 (17)		
管理栄養士 (18)		
栄 養 士 (19)		
そ の 他 (20)		
計 (21)		
(再掲) 精神保健福祉士 (22)		
(再掲) 精神保健福祉相談員(23)		
(再掲) 栄養指導員 (24)		
(再掲) 健康運動指導士 (25)		
(再掲) 健康運動実践指導者(26)		
(再掲) 食品衛生監視員 (27)		
(再掲) 環境衛生監視員 (28)		
(再掲) 医療監視員 (29)		

〔注〕

- この表には、市町村の本年度末現在における職種別常勤職員及び非常勤職員が地域保健事業に関して活動した時間を延人員に換算して計上すること。
なお、交流人事により市町村に来ている保健師も含めること。
また、休職中の者及び育児休業者の代替として勤務している者は計上しないこと。
- 「常勤（実人員）（年度末現在）(1)」には、本年度末現在における市町村に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含み、休職中の者を除く。）の数を計上すること。
なお、3月31日付で職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 「非常勤（延人員）（年度活動分）(2)」には、通常の勤務形態をとらない雇用条件のもの及び臨時雇い上げの者が活動した分を以下の方法により延人員に換算して計上すること。
換算方法 ア 活動した時間8時間以内を1人とする。
イ 8時間を超える場合は、8時間までを増すごとに1人とする。
- 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	1510

都道府県名
市区町村名
平成 16 年度分

15(1) 老人保健（健康手帳の交付等）

15(1)-01 老人保健事業等の対象者

	基本健康診査 (1)	胃がん (2)	肺がん (3)	大腸がん (4)	子宮がん (5)	乳がん (6)
男(01)						
女(02)						

15(1)-02 医療受給資格者への医療受給者証の交付状況

	新規交付 (年度中) (1)	資格喪失 (年度中) (2)	年度末現在数 (3)
75歳以上※(01)			
(再掲) 負担割合が2割である者 (法第28条第1項第2号該当者)(02)			
65～74歳(03) (法第25条第1項第2号該当者)			
(再掲) 負担割合が2割である者 (法第28条第1項第2号該当者)(04)			
計(05)			

※平成14年9月30日の時点で70歳以上であった者を含む。

15(1)-03 医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付状況

	40～74歳 (1)	75歳以上 (2)	計 (3)
交付数※(01) (年度中)			

※本年度中の新規交付数を計上する。再交付及び更新は計上しない。

〔注〕

- 1 この表は、市町村が行った老人保健事業等の対象者及び健康手帳の交付状況を把握するものである。
- 2 市町村の40歳以上の者（子宮がん検診及び乳がん検診にあっては30歳以上の者）のうち、基本健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん及び乳がんの対象となる者を計上すること。
- 3 老人保健法第13条の規定により、本年度中において市町村が行った健康手帳の交付状況を医療受給資格者への医療受給者証の交付と、医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付に区分して計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	1520

15(2) 老人保健（健康教育）

都道府県名 市区町村名
平成 16 年度分

15(2)－01 個別健康教育の実施状況

	基本健康診査要指導者						要医療者で医師が必要と認めた者					
	指導を開始した者			指導を終了した者			指導を開始した者			指導を終了した者		
	市 実 (1)	町 施 関 療 委 (2)	村 機 託 (3)	市 実 (3)	町 施 関 療 委 (4)	村 機 託 (4)	市 実 (5)	町 施 関 療 委 (6)	村 機 託 (6)	市 実 (7)	町 施 関 療 委 (8)	村 機 託 (8)
高 血 圧 (01)												
高 脂 血 症 (02)												
糖 尿 病 (03)												
喫 煙 (04)												
計 (05)												

15(2)－02 集団健康教育等の実施状況

	集 団 健 康 教 育					介 護 家 族 (6)	計 (7)
	歯 周 疾 患 (1)	骨 粗 鬆 症 (2)	病 態 別 (3)	薬 (4)	一 般 (5)		
開 催 回 数 (01)							
参 加 延 人 員 (02)							

[注]

1 「15(2)老人保健（健康教育）」の表は、市町村が行った健康教育の実施状況を把握するものである。

2 老人保健法第14条の規定により、本年度中に市町村が行った個別健康教育の指導状況及び実施状況、集団健康教育の開催回数及び参加延人員を教育内容別に計上すること。

3 「指導を終了した者」には、昨年度中に指導を開始し、本年度中にその教育課程を終了した者については計上しない。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	1530

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

15(3) 老人保健（健康相談）

		開催回数 (1)	被指導延人員 (2)
重点 健康 相談	高血圧 (01)		
	高脂血症 (02)		
	糖尿病 (03)		
	歯周疾患 (04)		
	骨粗鬆症 (05)		
	病態別 (06)		
介護家族健康相談 (07)			
総合健康相談 (08)			
計 (09)			

- 〔注〕
- 1 この表は、市町村が行った健康相談の開催状況を把握するものである。
- 2 老人保健法第15条の規定により、本年度中に市町村が行った健康相談の開催回数、被指導延人員を相談内容別に計上すること。
- 3 「開催回数」には、開催した場所（会場）ごとに、1日を1単位として開催回数を計上すること。なお、参加人員がいなかった場合、開催とはならないので回数には含まないこと。

市区町村符号	表番号
1540	

都道府県名

市区町村名

15(4) 老人保健（基本健康診査）

平成 16 年度分

15(4)-01 受診者及び指導区分別状況

		受診者数（年度中）			指導区分別実人員			健康度評価事業実施延人員 (7)	生活習慣改善被指導延人員 (8)
		基本健康診査 (1)	訪問基本健康診査 (2)	介護家族訪問基本健康診査 (3)	異常を認めず (4)	要指導 (5)	要医療 (6)		
男	40～49歳(01)								
	50～59歳(02)								
	60～64歳(03)								
	65～69歳(04)								
	70～74歳(05)								
	75歳以上(06)								
	計(07)								
	検診方式(再掲) 個別(08) 集団(09)								
女	40～49歳(10)								
	50～59歳(11)								
	60～64歳(12)								
	65～69歳(13)								
	70～74歳(14)								
	75歳以上(15)								
	計(16)								
	検診方式(再掲) 個別(17) 集団(18)								

15(4)-02 主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員

		血圧 (1)	(再掲)				総コレステロール (6)	(再掲)			糖尿病 (10)	(再掲)	
			正常値 (2)	軽症高血圧 (3)	中等度高血圧 (4)	重症高血圧 (5)		要指導(a) (7)	要指導(b) (8)	要医療 (9)		要指導 (11)	要医療 (12)
男	40～49歳(01)												
	50～59歳(02)												
	60～64歳(03)												
	65～69歳(04)												
	70～74歳(05)												
	75歳以上(06)												
	計(07)												
女	40～49歳(08)												
	50～59歳(09)												
	60～64歳(10)												
	65～69歳(11)												
	70～74歳(12)												
	75歳以上(13)												
	計(14)												

		貧血 (疑いを含む) (13)	肝疾患 (疑いを含む) (14)	うちアルコール性 (疑いを含む) (再掲) (15)	腎機能障害 (疑いを含む) (16)	たばこ		
						吸っていない (17)	吸っている (20本未満) (18)	吸っている (20本以上) (19)
男	40～49歳(01)							
	50～59歳(02)							
	60～64歳(03)							
	65～69歳(04)							
	70～74歳(05)							
	75歳以上(06)							
	計(07)							
女	40～49歳(08)							
	50～59歳(09)							
	60～64歳(10)							
	65～69歳(11)							
	70～74歳(12)							
	75歳以上(13)							
	計(14)							

〔注〕1 この表は、市町村が行った基本健康診査の実施状況を把握するものである。

2 老人保健法第16条の規定により、本年度中に市町村が行った基本健康診査の受診者数、指導区分別人員、健康度評価事業実施延人員、生活習慣改善被指導延人員検査項目別受診者数及び検査結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号					表番号
					1550

都道府県名
市区町村名
平成 16 年度分

15(5) 老人保健（歯周疾患検診・骨粗鬆症検診）

15(5)-01 歯周疾患検診受診者の状況及び指導区分別状況

	受診者数		要精検者 (3)	要指導者 (4)	異常認めず (5)
	男 (1)	女 (2)			
40 歳 (01)					
50 歳 (02)					
計 ※ (03)					

※受診した「40歳」「50歳」「60歳」「70歳」の合計を計上すること。

15(5)-02 骨粗鬆症検診受診者の状況及び指導区分別状況

	受診者数(女) (1)	要精検者 (2)	要指導者 (3)	異常認めず (4)
40 歳 (01)				
50 歳 (02)				
計 (03)				

〔注〕

- 1 この表は、市町村が行った歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診の実施状況を把握するものである。
- 2 老人保健法第16条の規定により、本年度中に市町村が行った歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診について、受診者数、指導区分別実人員数を年齢別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	1560

都道府県名

市区町村名

平成 16 年度分

15(6) 老人保健（機能訓練）

15(6)-01 機能訓練実施状況

	実 施 施 設 数 (1)	実 施 回 数 (2)
A 型 (01)		
B 型 (02)		
計 (03)		

15(6)-02 機能訓練被指導人員

	被 指 導 実 人 員 (1)	A 型 (2)	B 型 (3)	被 指 導 延 人 員 (4)	A 型 (5)	B 型 (6)
40 ～ 64 歳 (01)						
65 ～ 69 歳 (02)						
70 歳 以 上 (03)						
計 (04)						

15(6)-03 機能訓練従事者延人員

	医 師 (1)	理学療法士 (2)	作業療法士 (3)	保 健 師 (4)	看 護 師 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)
A 型 (01)							
B 型 (02)							
計 (03)							

〔注〕

- この表は、市町村が行った機能訓練の実施状況を把握するものである。
- 老人保健法第18条の規定により、本年度中に市町村が行った機能訓練について、実施施設数、実施回数、機能訓練被指導人員、機能訓練従事者延人員を計上すること。

市区町村符号	表番号
	1570

都道府県名

市区町村名

15(7) 老人保健（訪問指導）

平成 16 年度分

15(7)-01 訪問指導実施状況

		被訪問指導実人員 (1)	被訪問指導延人員 (2)
要指導者等	40 ～ 64 歳 (01)		
	65 ～ 69 歳 (02)		
	70 歳 以上 (03)		
	計 (04)		
個別健康教育対象者	40 ～ 64 歳 (05)		
	65 ～ 69 歳 (06)		
	70 歳 以上 (07)		
	計 (08)		
閉じこもり予防	40 ～ 64 歳 (09)		
	65 ～ 69 歳 (10)		
	70 歳 以上 (11)		
	計 (12)		
介護家族者	40 ～ 64 歳 (13)		
	65 ～ 69 歳 (14)		
	70 歳 以上 (15)		
	計 (16)		
寝たきり者	40 ～ 64 歳 (17)		
	65 ～ 69 歳 (18)		
	70 歳 以上 (19)		
	計 (20)		
	口腔衛生指導（再掲） (21)		
	栄養指導（再掲） (22)		
痴呆性老人	40 ～ 64 歳（初老期痴呆） (23)		
	65 ～ 69 歳 (24)		
	70 歳 以上 (25)		
	計 (26)		
その他	40 ～ 64 歳 (27)		
	65 ～ 69 歳 (28)		
	70 歳 以上 (29)		
	計 (30)		

15(7)-02 訪問指導従事者の状況

訪問指導従事者延人員						
医師 (1)	保健師 (2)	看護師 (3)	栄養士 (4)	歯科衛生士 (5)	その他 (6)	計 (7)

〔注〕1 この表は、市町村が行った訪問指導の実施状況を把握するものである。

2 老人保健法第19条の規定により、本年度中に市町村が行った要指導者等、個別健康教育対象者、閉じこもり予防、介護家族者、寝たきり者、痴呆性老人、その他による被訪問指導実人員及び被訪問指導延人員を計上すること。なお、口腔衛生指導、栄養指導についても再掲で計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	1581

都道府県名

市区町村名

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)-01 男－胃がん・大腸がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員						未把握 (7)	未受診者 (8)
				異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)				
胃	40 ～ 44 歳 (01)										
	45 ～ 49 歳 (02)										
	50 ～ 54 歳 (03)										
	55 ～ 59 歳 (04)										
	60 ～ 64 歳 (05)										
	65 ～ 69 歳 (06)										
	70 ～ 74 歳 (07)										
	75 ～ 79 歳 (08)										
	80 歳 以 上 (09)										
	計 (10)										
ん	検 診 個 別 (11)										
	方 式 集 団 (12)										
大	40 ～ 44 歳 (13)										
	45 ～ 49 歳 (14)										
	50 ～ 54 歳 (15)										
	55 ～ 59 歳 (16)										
	60 ～ 64 歳 (17)										
	65 ～ 69 歳 (18)										
	70 ～ 74 歳 (19)										
	75 ～ 79 歳 (20)										
	80 歳 以 上 (21)										
	計 (22)										
ん	検 診 個 別 (23)										
	方 式 集 団 (24)										

〔注〕1 この表は、市町村が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、胃がん及び大腸がんを検診ごとに、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号					表番号
					1582

都道府県名
市区町村名
平成 16 年度分

15(8) 老人保健（がん検診）

15(8)-02 女-胃がん・大腸がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員						未把握 (7)	未受診者 (8)
				異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い 有 る 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)				
胃	40 ～ 44 歳 (01)										
	45 ～ 49 歳 (02)										
	50 ～ 54 歳 (03)										
	55 ～ 59 歳 (04)										
	60 ～ 64 歳 (05)										
	65 ～ 69 歳 (06)										
	70 ～ 74 歳 (07)										
	75 ～ 79 歳 (08)										
	80 歳 以 上 (09)										
	計 (10)										
検 診 方 式 (再掲)	個 別 (11)										
	集 団 (12)										
大 腸	40 ～ 44 歳 (13)										
	45 ～ 49 歳 (14)										
	50 ～ 54 歳 (15)										
	55 ～ 59 歳 (16)										
	60 ～ 64 歳 (17)										
	65 ～ 69 歳 (18)										
	70 ～ 74 歳 (19)										
	75 ～ 79 歳 (20)										
	80 歳 以 上 (21)										
	計 (22)										
検 診 方 式 (再掲)	個 別 (23)										
	集 団 (24)										

[注] 1 この表は、市町村が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。
2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、胃がん及び大腸がんを検診ごとに、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

市区町村符号	表番号
1583	

都道府県名

市区町村名

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)-03 男-肺がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員					
				異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が 疑 あ い る (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)	未 把 握 (7)	未 受 診 者 (8)
胸部 エ ッ ク ス 線 検 査 の み	40 ～ 44 歳 (01)								
	45 ～ 49 歳 (02)								
	50 ～ 54 歳 (03)								
	55 ～ 59 歳 (04)								
	60 ～ 64 歳 (05)								
	65 ～ 69 歳 (06)								
	70 ～ 74 歳 (07)								
	75 ～ 79 歳 (08)								
	80 歳 以 上 (09)								
	計 (10)								
喀 痰 細 胞 診 の み	検 診 式 方 (再掲)	個 別 (11)							
		集 団 (12)							
	40 ～ 44 歳 (13)								
	45 ～ 49 歳 (14)								
	50 ～ 54 歳 (15)								
	55 ～ 59 歳 (16)								
	60 ～ 64 歳 (17)								
	65 ～ 69 歳 (18)								
	70 ～ 74 歳 (19)								
	75 ～ 79 歳 (20)								
胸 部 エ ッ ク ス 線 検 査 及 び 喀 痰 細 胞 診	80 歳 以 上 (21)								
	計 (22)								
	検 診 式 方 (再掲)	個 別 (23)							
		集 団 (24)							
	40 ～ 44 歳 (25)								
	45 ～ 49 歳 (26)								
	50 ～ 54 歳 (27)								
	55 ～ 59 歳 (28)								
	60 ～ 64 歳 (29)								
	65 ～ 69 歳 (30)								
	70 ～ 74 歳 (31)								
	75 ～ 79 歳 (32)								
	80 歳 以 上 (33)								
	計 (34)								
	検 診 式 方 (再掲)	個 別 (35)							
		集 団 (36)							

〔注〕1 この表は、市町村が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、肺がんの検診項目別に、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

市区町村符号	表番号
	1584

都道府県名

市区町村名

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)-04 女-肺がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員						未把握 (7)	未受診者 (8)
				異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が 疑 あ い る (5)	の 者 (6)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)			
胸部 エ ク ス 線 検 査 の み	40 ～ 44 歳 (01)										
	45 ～ 49 歳 (02)										
	50 ～ 54 歳 (03)										
	55 ～ 59 歳 (04)										
	60 ～ 64 歳 (05)										
	65 ～ 69 歳 (06)										
	70 ～ 74 歳 (07)										
	75 ～ 79 歳 (08)										
	80 歳 以 上 (09)										
	計 (10)										
略 痰 細 胞 診 の み	検 診 式 個 別 (11) 方 式 (再掲) 集 団 (12)										
	40 ～ 44 歳 (13)										
	45 ～ 49 歳 (14)										
	50 ～ 54 歳 (15)										
	55 ～ 59 歳 (16)										
	60 ～ 64 歳 (17)										
	65 ～ 69 歳 (18)										
	70 ～ 74 歳 (19)										
	75 ～ 79 歳 (20)										
	80 歳 以 上 (21)										
胸部 エ ク ス 線 検 査 及 び 略 痰 細 胞 診	計 (22)										
	検 診 式 個 別 (23) 方 式 (再掲) 集 団 (24)										
	40 ～ 44 歳 (25)										
	45 ～ 49 歳 (26)										
	50 ～ 54 歳 (27)										
	55 ～ 59 歳 (28)										
	60 ～ 64 歳 (29)										
	65 ～ 69 歳 (30)										
	70 ～ 74 歳 (31)										
	75 ～ 79 歳 (32)										
胸部 エ ク ス 線 検 査 及 び 略 痰 細 胞 診	80 歳 以 上 (33)										
	計 (34)										
	検 診 式 個 別 (35) 方 式 (再掲) 集 団 (36)										

〔注〕1 この表は、市町村が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、肺がんの検診項目別に、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

市区町村符号	表番号
1585	

都道府県名

市区町村名

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)-05 女-子宮がん

		受診者数	要 精 密	結 果 別 人 員							
		(年度中) (1)	検 査 (年度中) (2)	異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い 者 (5)	が ん の 疾 患 あ っ た 者 (6)	以 外 で 者 (7)	未 把 握 (7)	未 受 診 者 (8)	
頸 部 の み	30 ～ 34 歳 (01)										
	35 ～ 39 歳 (02)										
	40 ～ 44 歳 (03)										
	45 ～ 49 歳 (04)										
	50 ～ 54 歳 (05)										
	55 ～ 59 歳 (06)										
	60 ～ 64 歳 (07)										
	65 ～ 69 歳 (08)										
	70 ～ 74 歳 (09)										
	75 ～ 79 歳 (10)										
	80 歳 以 上 (11)										
	計 ※ (12)										
	検診方式 (再掲)	個 別 (13)									
		集 団 (14)									
体 部 の み	30 ～ 34 歳 (15)										
	35 ～ 39 歳 (16)										
	40 ～ 44 歳 (17)										
	45 ～ 49 歳 (18)										
	50 ～ 54 歳 (19)										
	55 ～ 59 歳 (20)										
	60 ～ 64 歳 (21)										
	65 ～ 69 歳 (22)										
	70 ～ 74 歳 (23)										
	75 ～ 79 歳 (24)										
	80 歳 以 上 (25)										
	計 (26)										
	検診方式 (再掲)	個 別 (27)									
		集 団 (28)									
頸 部 及 び 体 部	30 ～ 34 歳 (29)										
	35 ～ 39 歳 (30)										
	40 ～ 44 歳 (31)										
	45 ～ 49 歳 (32)										
	50 ～ 54 歳 (33)										
	55 ～ 59 歳 (34)										
	60 ～ 64 歳 (35)										
	65 ～ 69 歳 (36)										
	70 ～ 74 歳 (37)										
	75 ～ 79 歳 (38)										
	80 歳 以 上 (39)										
	計 ※ (40)										
	検診方式 (再掲)	個 別 (41)									
		集 団 (42)									

※受診した20歳以上の合計を計上すること。

〔注〕1 この表は、市町村が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、子宮がんの検診項目（頸部のみ・体部のみ・頸部及び体部）別に、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	政令市（特別区）以外の市町村
----	---	----------------

市区町村符号	表番号
	1586

都道府県名

市区町村名

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)-06 女-乳がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員						未把握 (7)	未受診者 (8)
				異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い 有 る 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)				
視 触 診 方 式	30 ～ 34 歳※(01)										
	35 ～ 39 歳※(02)										
	40 ～ 44 歳 (03)										
	45 ～ 49 歳 (04)										
	50 ～ 54 歳 (05)										
	55 ～ 59 歳 (06)										
	60 ～ 64 歳 (07)										
	65 ～ 69 歳 (08)										
	70 ～ 74 歳 (09)										
	75 ～ 79 歳 (10)										
	80 歳 以 上 (11)										
	計 (12)										
視 触 診 方 式 及 び マ ン モ グ ラ フ ィ	検 診 個 別 (13)										
	方 式 集 団 (14)										
	再 掲										
	30 ～ 34 歳※(15)										
	35 ～ 39 歳※(16)										
	40 ～ 44 歳 (17)										
	45 ～ 49 歳 (18)										
	50 ～ 54 歳 (19)										
	55 ～ 59 歳 (20)										
	60 ～ 64 歳 (21)										
	65 ～ 69 歳 (22)										
	70 ～ 74 歳 (23)										
	75 ～ 79 歳 (24)										
	80 歳 以 上 (25)										
	計 (26)										
	検 診 個 別 (27)										
	方 式 集 団 (28)										
	再 掲										

※この欄には計上しないこと。

〔注〕1 この表は、市町村が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、乳がんの検診項目（視触診方式・視触診方式及びマンモグラフィ）別に、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を年齢階級別に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市 区 町 村 符 号	保 健 所 符 号	表 番 号
		0 1 0 0

政令市（特別区）名

1 健康診断

平成 16 年度分

		結 核		精 神	療 育	生 活 習 慣 病					
		定 期 (1)	定 期 外 (2)			悪性新生物 (5)	(再 掲)		循環器疾患 (8)	そ の 他 (9)	(再掲) 骨粗しょう症 (10)
							肝臓がん (6)	前立腺がん (7)			
政 令 市 特 別 区	受診延人員 (01)										
	(再掲) 医療機関等へ委託 (02)										
(再掲)保健所	受診延人員 (03)										

		一 般	そ の 他	計	(再掲) 事業所からの 受 託
		(1)	(2)	(3)	(4)
政 令 市 特 別 区	受診延人員 (01)				
	(再掲) (02) 医療機関等へ委託				
(再掲)保健所	受診延人員 (03)				

- 〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が実施した健康診断の受診延人員を計上すること。
ただし、老人保健法に基づく老人保健事業分及び歯科は計上せず、老人保健法に基づく健康診査ではない老人保健に関する市区町村の単独事業の健康診査（たとえば、年齢・疾患の拡大）を行った場合も計上すること。
- 3 政令市、特別区及び保健所が医師（医療機関に所属する医師、臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診査（各種の検診・健康診断含む。）を実施した場合に計上すること。
- 4 政令市及び特別区が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて健康診査を実施した場合も計上すること。
- 5 「(再掲) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。
- 6 「(再掲) 事業所からの受託(14)」には、「結核」の「定期(1)」から「その他(3)」までのうち、民間事業者（事務所、工場、商店、営業所等）の事業者から依頼を受けて実施したものを計上すること。
- 7 多種目の内容にわたる健康診断を同時あるいは同一人に実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
- 8 なお、「15(8)老人保健（がん検診）」に計上した者は除くこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	0 2 1 0

政令市（特別区）名

平成 16 年度分

2(1) 母子保健（妊娠の届出）

妊娠の届出をした者の数 (1)	(再掲) 満11週以内に届出をした者の数 (2)

〔注〕

母子保健法第15条に規定する妊娠の届出に基づいて、本年度中に妊娠の届出をした者の数を計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		0220

政令市（特別区）名

2(2) 母子保健（健康診査）

平成 16 年度分

		一 般 健 康 診 査											
		妊 婦		産 婦		乳 児		幼 児					
		受 診 実 人 員 (1)	受 診 延 人 員 (2)	受 診 実 人 員 (3)	受 診 延 人 員 (4)	受 診 実 人 員 (5)	受 診 延 人 員 (6)	1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査		3 歳 児 健 康 診 査		そ の 他	
								対 象 人 員 (7)	受 診 実 人 員 (8)	対 象 人 員 (9)	受 診 実 人 員 (10)	受 診 実 人 員 (11)	受 診 延 人 員 (12)
政令市 特別区	実 施 数 (01)												
	(再掲) 医療機関等へ委託 (02)												
(再掲) 保健所	実 施 数 (03)												
	(再掲) 医療機関等へ委託 (04)												

		精 密 健 康 診 査 受 診 実 人 員						妊 婦 B 型 肝 炎 検 査 実 人 員		
		妊 婦 (13)	産 婦 (14)	乳 児 (15)	幼 児			B 型 肝 炎 検 査 (19)	事 後 指 導	
					1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査 (16)	3 歳 児 健 康 診 査 (17)	そ の 他 (18)		妊 婦 (20)	乳 児 (21)
政令市 特別区	実 施 数 (01)									
	(再掲) 医療機関等へ委託 (02)									
(再掲) 保健所	実 施 数 (03)									
	(再掲) 医療機関等へ委託 (04)									

- 〔注〕 1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「（再掲）保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が実施した妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診人員を計上すること。
ただし、歯科のみの健康診査を実施した場合にはこの表には計上せず、「3 歯科保健」に計上すること。
- 3 政令市、特別区及び保健所が医師（医療機関に所属する医師、臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診査を実施した場合に計上すること。
- 4 政令市及び特別区が他の政令市及び特別区と共同で健康診査を実施した場合には各政令市及び特別区においてそれぞれの管内受診者を計上すること。
- 5 政令市及び特別区が、医療機関や保健所に委託したり援助を受けて健康診査を実施した場合に計上すること。
- 6 「（再掲）医療機関等へ委託(02)(04)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市 区 町 村 符 号	保 健 所 符 号	表 番 号
		0 2 3 0

政令市（特別区）名

2(3) 母子保健（保健指導）

平成 16 年度分

		妊 婦			産 婦			乳 児			幼 児			そ の 他			電話相談
		実 人 員 (1)	〔再掲〕 健 診 の 事後指導 (2)	延 人 員 (3)	実 人 員 (4)	〔再掲〕 健 診 の 事後指導 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	〔再掲〕 健 診 の 事後指導 (8)	延 人 員 (9)	実 人 員 (10)	〔再掲〕 健 診 の 事後指導 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	〔再掲〕 健 診 の 事後指導 (14)	延 人 員 (15)	延 人 員 (16)
政令市 特別区	個別 (01)																
〔再掲〕 保健所	個別 (02)																

- 〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市・特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「〔再掲〕保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等についての保健指導の被指導人員を計上すること。
ただし、個々のケースについて政令市及び特別区の機関が保健所に保健指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。
健康診査時に行う一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特に問題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。
訪問による保健指導及び歯科のみあるいは栄養のみの保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健（訪問指導）」、「3 歯科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 3 政令市、特別区及び保健所が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により保健指導を実施した場合に計上すること。
- 4 政令市、特別区が他の政令市及び特別区と共同で保健指導を実施した場合には、管轄住民ごとにそれぞれの政令市及び特別区で計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市 区 町 村 符 号	保 健 所 符 号	表 番 号
		0 2 4 0

政令市（特別区）名

2 (4) 母子保健（訪問指導）

平成 16 年度分

		妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児を除く。)		未 熟 児		乳 児 (新生児・未熟児を除く。)		幼 児		そ の 他	
		実 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)	実 人 員 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	延 人 員 (8)	実 人 員 (9)	延 人 員 (10)	実 人 員 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	延 人 員 (14)
政令市 特別区	実 施 数 (01)														
	(再掲) (02) 医療機関等へ委託														
(再掲) 保健所	実 施 数 (03)														
	(再掲) (04) 医療機関等へ委託														

- 〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市・特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の訪問指導の被指導人員を計上すること。
ただし、個々のケースについて政令市及び特別区の機関が保健所に訪問指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。
歯科のみあるいは栄養のみの訪問指導はこの表には計上せず、「3 歯科保健」又は「4 (1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 3 政令市、特別区及び保健所が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により訪問指導を実施した場合に計上すること。
- 4 政令市、特別区が他の政令市及び特別区と共同で保健指導を実施した場合には、管轄住民ごとにそれぞれの政令市及び特別区で計上すること。
- 5 政令市及び特別区が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて訪問指導を実施した場合も含む。
- 6 保健所が、医療機関等に委託して訪問指導を実施した場合も計上すること。
- 7 「(再掲) 医療機関等へ委託(02)(04)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		0250

政令市（特別区）名

2(5) 母子保健（療育指導－身体障害児）

平成 16 年度分

保 健 所	本年度初回 被 指 導 実 人 員 (1)	医 療 相 談 延 人 員					補 装 具 相 談 延 人 員				
		要 治 療		治療不能 (4)	治療不要 (5)	計 (2)～(5) (6)	要 交 付 (7)	要 修 理 (8)	装着指導 (9)	不 要 (10)	計 (7)～(10) (11)
		育成医療 (2)	その他の 医 療 (3)								
し 体 不 自 由 (01)											
視 覚 障 害 (02)											
聴覚・平衡機能障害(03)											
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害 (04)											
心 臓 機 能 障 害 (05)											
腎 臓 機 能 障 害 (06)											
そ の 他 (07)											
計 (08)											

〔注〕1 この表は政令市及び特別区が設置する保健所が本年度中に実施した各種事業について計上すること。

2 児童福祉法第19条の規定により、保健所において行った療育指導の状況を把握するものであること。

3 表頭の「本年度初回被指導実人員(1)」には、医療相談又は補装具相談を問わず療育指導を受けた者のうち、本年度において初めて指導結果の判定がなされた者について計上すること。

4 表頭の「医療相談」には、医療に関する指導結果の判定により表頭の区分ごとに指導を受けた延人員を計上すること。

5 表頭の「補装具相談」には、補装具に関する指導結果別に表頭のそれぞれの該当区分に計上すること。なお、指導の結果2種以上の判定がなされた場合は、それぞれの区分に計上すること。

6 表頭の2種以上の障害を有する者については、障害によりそれぞれの区分に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		0260

政令市（特別区）名

2(6) 母子保健（療育指導－長期療養児－相談等）

平成 16 年度分

		相談、機能訓練、訪問指導			(再掲) 相 談										
		実人員 (1)	(再掲) 新規者の受付経路		(再掲) 医療受診 券所持者 (4)	実人員 (5)	延 人 員								
			医療機関 (2)	その他 (3)			申請等 の相談 (6)	医 療 (7)	家 庭 看 護 (8)	福 祉 制 度 (9)	就 学 (10)	食事・ 栄 養 (11)	歯 科 (12)	その他 (13)	計 (14)
政令市・特別区	人員 (01)														
(再掲) 保健所	人員 (02)														

		(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 延 人 員 (19)
		実人員 (15)	延人員 (16)	実人員 (17)	延人員 (18)	
政令市・特別区	人員 (01)					
(再掲) 保健所	人員 (02)					

- 〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市・特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上する。
- なお、「政令市・特別区」の記入欄の項目が記入不要欄(斜線)となっている場合は、当該項目の「(再掲) 保健所」の記入欄は再掲扱いとはせずに計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が本年度中に行った長期療養児に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
- 3 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
- したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
- なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 4 同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 5 「申請時の相談(6)」には小児慢性特定疾患医療受診券の申請・更新手続き及び転出・廃止等の届出のため来所等した者について計上する。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		0300

政令市（特別区）名

3 歯科保健

平成 16 年度分

		検診・保健指導延人員（訪問によるものを除く。）					訪問による検診・保健指導人員			
		妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	（再掲） 歯周疾患 (4)	計 (5)	実人員 (6)	（再掲）身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者 (7)	延人員 (8)	（再掲）身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者 (9)
政令市 特別区	個 実施数 (01)									
	別 （再掲）医療機関等へ委託 (02)									
	集 実施数 (03)									
	団 （再掲）医療機関等へ委託 (04)									
（再掲） 保健所	個 実施数 (05)									
	別 （再掲）医療機関等へ委託 (06)									
	集 実施数 (07)									
	団 （再掲）医療機関等へ委託 (08)									

		予防処置・治療延人員（訪問によるものを除く。）					訪問による予防処置・治療人員			
		予 防 処 置				治 療	実 人 員	（再掲）身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者 (16)	延 人 員	（再掲）身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者 (18)
		妊産婦 (10)	乳幼児 (11)	その他 (12)	計 (13)	(14)	(15)		(17)	
政令市 特別区	実 施 数 (09)									
	（再掲）医療機関等へ委託 (10)									
（再掲） 保健所	実 施 数 (11)									
	（再掲）医療機関等へ委託 (12)									

〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「（再掲）保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。

2 この表には、政令市、特別区及び保健所が実施した歯科検診・保健指導、予防処置及び治療の受診人員等を計上すること。

老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。

3 政令市、特別区及び保健所が歯科医師及び歯科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。

4 政令市及び特別区が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて実施した場合も計上すること。

5 「（再掲）医療機関等へ委託(02)(04)(06)(08)(10)(12)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

市区町村符号	保健所符号	表番号
		0410

政令市（特別区）名

4(1) 健康増進（栄養・運動等指導）

平成 16 年度分

			個 別 指 導 延 人 員								集 団 指 導 延 人 員						
			栄養指導	(再掲) 病 態 別 栄養指導	(再掲) 訪問による 栄養指導	運動指導	(再掲) 病 態 別 運動指導	休養指導	禁煙指導	そ の 他	栄養指導	(再掲) 病 態 別 栄養指導	運動指導	(再掲) 病 態 別 運動指導	休養指導	禁煙指導	そ の 他
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
政 特 令 別 市 区	実 施 数	妊 産 婦 (01)															
		乳 幼 児 (02)															
		20 歳 未 満 (乳幼児を除く) (03)															
		20 歳 以 上 (妊産婦を除く) (04)															
	(再掲) 医療機関 等へ委託	妊 産 婦 (05)															
		乳 幼 児 (06)															
		20 歳 未 満 (乳幼児を除く) (07)															
		20 歳 以 上 (妊産婦を除く) (08)															
(再掲) 保 健 所	実 施 数	妊 産 婦 (09)															
		乳 幼 児 (10)															
		20 歳 未 満 (乳幼児を除く) (11)															
		20 歳 以 上 (妊産婦を除く) (12)															
	(再掲) 医療機関 等へ委託	妊 産 婦 (13)															
		乳 幼 児 (14)															
		20 歳 未 満 (乳幼児を除く) (15)															
		20 歳 以 上 (妊産婦を除く) (16)															

- 〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市・特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が実施した栄養指導、運動指導、休養指導及び禁煙指導等について計上すること。
ただし、老人保健法に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 3 政令市、特別区及び保健所が医師、保健師及び管理栄養士等（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。
- 4 政令市及び特別区が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて実施した場合も計上すること。
- 5 保健所が医療機関等に委託した場合も計上すること。
- 6 「(再掲) 医療機関等へ委託」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市 区 町 村 符 号	保 健 所 符 号	表 番 号
		0 4 2 0

政令市（特別区）名

4(2) 健康増進（給食施設等指導）

平成 16 年度分

保 健 所	特 定 給 食 施 設		その他の給食施設 (3)	計 (4)
	1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上 (1)	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上 (2)		
栄養管理指導延施設数 (01)				
喫食者への栄養・運動指導 (延人員) (02)				

〔注〕1 この表には、保健所の栄養指導員（健康増進法第19条に規定する者をいう。）が行った特定給食施設・その他の給食施設への栄養管理指導施設数（健康増進法第18条第1項第2号）及び喫食者への栄養指導又は運動指導の被指導延人員を計上すること。

2 同一日に同一施設において、栄養指導又は運動指導を行った場合には「1」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市 区 町 村 符 号	保 健 所 符 号	表 番 号
		0 5 1 0

政令市（特別区）名

平成 16 年度分

5(1) 精神保健福祉（相談等）

		相談、デイ・ケア、訪問指導 実人員		(再掲) 相 談									
				延 人 員									
		(再掲) 新規者の受付経路		実人員 (4)	老人精神 保健 (5)	社会復帰 (6)	アルコー ル (7)	薬 物 (8)	思 春 期 (9)	心の健康 づくり (10)	そ の 他 (11)	計 (12)	
		医療機関 (2)	その他 (3)										
政令市・特別区	人員 (01)												
(再掲) 保健所	人員 (02)												

		(再掲) デイ・ケア		(再掲) 訪 問 指 導									電話相談 延 人 員 (24)
				実人員 (15)	延 人 員								
		実人員 (13)	延人員 (14)		老人精神 保健 (16)	社会復帰 (17)	アルコール (18)	薬 物 (19)	思 春 期 (20)	心の健康 づくり (21)	そ の 他 (22)	計 (23)	
政令市・特別区	人員 (01)												
(再掲) 保健所	人員 (02)												

普 及 啓 発	
精神障害者(家族)に対する教室等 (25)	地域住民と精神障害者との地域交流会 (26)
政令市 開催回数 (03)	
特別区 延 人 員 (04)	
(再掲) 開催回数 (05)	
保健所 延 人 員 (06)	

- 〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市・特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が行った精神保健福祉に関わる相談、デイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。ただし、老人保健法に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 3 「相談、デイ・ケア、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、デイ・ケア、訪問指導を行った実人員を計上すること。したがって、本年度中に同一人に対して「相談」と「デイ・ケア」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) デイ・ケア」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 4 同一時の「相談」及び「訪問指導」の内容が複数にわたる場合は、主たる区分に計上すること。
- 5 「開催回数(03)(05)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。2単位の開催回数となる教育等に参加した場合「延人員(04)(06)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市 区 町 村 符 号	保 健 所 符 号	表 番 号
		0 5 2 0

政令市（特別区）名

5(2) 精神保健福祉（組織育成）

平成 16 年度分

保 健 所	患 者 会 (1)	家 族 会 (2)	断 酒 会 (3)	職 親 会 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
支 援 件 数 (01)						

〔注〕1 この表は政令市及び特別区が設置する保健所が本年度中に実施した精神障害者患者会、家族会、断酒会及び職親会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。

2 患者会等への出席、その下準備のための打合わせや関係機関との連絡等を行った場合にその延件数を計上すること。
なお、電話によるものも計上してよいこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表 番 号
		0 6 0 0

政令市（特別区）名

6 難病

平成 16 年度分

		相談、機能訓練、訪問指導					(再掲) 相 談									
		(再掲)新規者の受付経路		(再掲)特定疾患医療受給者証所持者	(再掲)特定疾患登録者証所持者	実人員	延 人 員									
		医療機関	その他	申請等の相談	医 療		家庭看護	福祉制度	就 労	就 学	食事・栄養	歯 科	その他	計		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	
政令市・特別区	人員 (01)															
(再掲)保健所	人員 (02)															

		(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 延 人 員 (21)	患者・家族に対する学習会	
		実人員 (17)	延人員 (18)	実人員 (19)	延人員 (20)		開催回数 (22)	延人員 (23)
政令市・特別区	人員 (01)						政令市・特別区 (03)	
(再掲) 保健所	人員 (02)						(再掲) 保健所 (04)	

〔注〕

- この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市・特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- この表には、政令市・特別区及び保健所が行った難病に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
- 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 「開催回数(22)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる学習会に参加した場合「延人員(23)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		0700

政令市（特別区）名

7 エイズ

平成 16 年度分

保 健 所	相 談 件 数			訪 問 指 導		H I V抗体検査のための採血件数		陽 性 件 数
	電 話	来 所	(再掲) 医療社会事業員が 関与した件数	実 人 員	延 人 員	スクリーニング検査	確 認 検 査	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)

〔注〕1 この表は政令市及び特別区が設置する保健所が本年度中に実施した各種事業について計上すること。

2 この表には、保健所において受け付けたエイズに関する相談件数、訪問指導の実人員、延人員、保健所が行ったH I V抗体検査のための採血件数及び陽性件数を計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		0800

政令市（特別区）名

8 衛生教育

平成 16 年度分

	感染症 (1)	(再掲) 結核 (2) エイズ (3)		精神 難病 (4)	母 子 (5)	思春期・ 未婚女性 学級 (6)	婚前・ 婚後 学級 (7)	両(母) 親学級 (8)	育 児 級 (9)	その他 (10)	計 (11)	成人・ 老人 (12)	栄養・ 健康 増進 (13)	歯 科 (14)	医 事 ・ 薬 事 (15)	食 品 (16)	環 境 (17)	その他 (18)	計 (19)	(再掲) 地区組 織活動 (20) 健康危 機管理 (21)	
政令市 特別区	回数 (01)																				
	延人員 (02)																				
(再掲) 保健所	回数 (03)																				
	延人員 (04)																				

〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。

2 この表には、政令市、特別区及び保健所が本年度中に行った講習会、研究会、座談会、講演会、展覧会及び映画会等形式のいかんを問わず、一般住民の集団又は特定集団に対して行った衛生教育の開催回数及び参加延人員を計上すること。

3 政令市、特別区及び保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。

4 この表には、次の事項については計上しないこと。

① 一般放送、新聞又は広報車によるもの

(注) 災害時に広報車又は政令市、特別区及び保健所の自動車により災害地を巡回し、随時、災害地で駐車（下車）し、り災者を集め伝染病予防、健康保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考え計上しないこと。

② パンフレット等のみを配布した場合

③ 政令市、特別区及び保健所業務の実習のための医師、保健師、看護師、栄養士等の研修生に対して行った場合

④ 政令市、特別区及び保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会を行った場合

⑤ 外部の諸施策策定のための各種の委員会、総会等単なる連絡及び業務打合せ会等を目的とした参加列席等、直接衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合

⑥ 政令市、特別区及び保健所の職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合

5 「回数(01)(03)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。

2単位の開催回数となるものに参加した場合「延人員(02)(04)」は「1」でなく「2」と計上すること。

市区町村符号	表番号
	0900

政令市（特別区）名

平成 16 年度分

9 予防接種

1 類 疾 病	接 種 者 数								
	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風混合ワクチン使用(DPT)				ジフテリア破傷風混合トキソイド又は 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用(DT)				
	第 1 期				第 1 期				第 2 期
	初回接種			追加接種 (4)	初回接種			追加接種 (8)	
	第 1 回(1)	第 2 回(2)	第 3 回(3)		第 1 回(5)	第 2 回(6)	第 3 回(7)		
0 歳 (01)									
1 歳 (02)									
2 歳 (03)									
3 歳 (04)									
4 歳 (05)									
5 歳 (06)									
6 歳 (07)									
7 歳 (08)									
11 歳 (09)									
12 歳 (10)									
計 (11)									
(再掲)個別 (12)									
(再掲)集団 (13)									

1 類 疾 病	接 種 者 数				
	第 1 期				第2期
	初 回 接 種			追加接種	
	第1回(10)	第2回(11)	第3回(12)	(13)	
ジフテリアトキソイド又は沈降ジフテリアトキソイド使用	個別 (14)				
	集団 (15)				
沈降精製百日せきワクチン使用	個別 (16)				
	集団 (17)				
沈降破傷風トキソイド使用	個別 (18)				
	集団 (19)				

1 類 疾 病	第 1 期				第2期
	初 回 接 種			追加接種	
	第1回(15)	第2回(16)	第3回(17)	(18)	
	対象者数(ジフテリア・破傷風・百日せき) (20)				(19)

1 類 疾 病	急性灰白髄炎				麻 し ん				風 し ん				日 本 脳 炎			
	第1回		第2回		男		女		男		女		第1期		第2期	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	初回接種	追加接種	第2期	第3期
	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	第1回(28)	第2回(29)	(30)	(32)
0 歳 (21)																
1 歳 (22)																
2 歳 (23)																
3 歳 (24)																
4 歳 (25)																
5 歳 (26)																
6 歳 (27)																
7 歳 (28)																
9 歳 (29)																
10 歳 (30)																
11 歳 (31)																
12 歳 (32)																
14 歳 (33)																
15 歳 (34)																
計 (35)																
(再掲)個別 (36)																
(再掲)集団 (37)																
対象者数 (38)																

2 類 疾 病	インフルエンザ		計
	60歳以上 65歳未満 の者	65歳以上	
	(33)	(34)	
	接種者数 (39)	対象者数 (40)	(35)

- 〔注〕1 予防接種法による定期の予防接種の実施状況を把握するものであること。
- 2 接種者は、予防接種法施行令第7条の規定による政令市及び特別区の長から保健所長への報告に基づいて計上すること。
- 3 対象者は、各市町村の予防接種実施計画により算出し計上すること。
- 4 風しん欄は予防接種法施行令第1条に規定する予防接種について計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		1010

政令市（特別区）名

10(1) 結核予防（健康診断及び予防接種の実施状況）

平成 16 年度分

保 健 所			定 期											定 期 外		計	(再掲) 乳幼児(7) ～(11)のう ち再ツベル クリン 反応検査 者	
			事業者	学 校 長				施設の長	市町村長又は特別区の区長					患者家族	その他			
				高 1	高 2	高 3	その他		乳 幼 児				その他					
									0 歳		1 歳	2 歳						3 歳
									6ヶ月未満	6ヶ月以上								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)			
ツベル クリン 反応検査	被注射者数	(01)																
	被判定者数	(02)																
	陰性者数	(03)																
	陽性者数	(04)																
	(再掲) 強陽性者数	(05)																
BCG接種者数		(06)																
間接撮影者数		(07)																
直接撮影者数		(08)																
かくたん検査者数		(09)																
被発見 者数	結核患者	(10)																
	結核発病のおそれがあると診断された者	(11)																

〔注〕1 この表は政令市及び特別区が設置する保健所が本年度中に実施した各種事業について計上すること。

2 結核予防法による定期及び定期外の健康診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。

3 結核予防法第11条第1項及び第20条の規定による実施者からの通報又は報告（結核予防法施行規則による様式第二結核健康診断予防接種月報）をもとにして本年度分をとりまとめ、計上すること。

なお、政令市市長の実施機関としての保健所長が結核予防法第4条第3項による定期の健康診断及び予防接種を実施した場合及び知事又は政令市市長が実施することとなっている定期外の健康診断及び予防接種について保健所長が実施した場合は、本年度中に実施したものについて計上すること。

4 表頭「乳幼児(7)～(11)」には、表頭「〔再掲〕乳幼児(7)～(11)のうち再ツベルクリン反応検査者(16)」の結果も、再度含めてそれぞれの該当欄に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3.	政令市（特別区）
----	----	----------

市 区 町 村 符 号	保 健 所 符 号	表 番 号
		1 0 2 0

政令市（特別区）名 _____

10(2) 結核予防（相談等）

平成 16 年度分

		相 談		訪 問 指 導	
		電 話	来 所		
		延 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)
政令市・特別区	人 員 (01)				
（再掲）保健所	人 員 (02)				

〔注〕 この表は、保健所が実施主体となって行った結核患者を対象とした相談及び訪問指導の実施状況を把握するものである。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		1100

政令市（特別区）名

平成 16 年度分

11 環境衛生

保 健 所	営 業 関 係 施 設					
	旅 館 等 (1)	興 行 場 (2)	公 衆 浴 場 (3)	理 容 所 (4)	美 容 所 (5)	ク リ ー ニ ン グ 所 (6)
調査・監視指導 延 施 設 数 (01)						

	飲 料 水 施 設						
	水 道 事 業 (簡易水道事業 を除く。) (7)	簡 易 水 道 事 業 (8)	水 道 用 水 供 給 事 業 (9)	専 用 水 道 (10)	簡 易 専 用 水 道 (11)	そ の 他 の 水 道 (12)	井 戸 等 (13)
調査・監視指導 延 施 設 数 (01)							

	そ の 他 の 施 設						そ の 他 (20)	計 (21)
	化 製 場 (準ずる 施設を含む。) (14)	畜 舎 ・ 舍 家 き ん 舎 (15)	火 葬 場 (16)	墓 地 ・ 堂 納 骨 堂 (17)	特 定 建 築 物 (18)	一 般 プ ー ル (19)		
調査・監視指導 延 施 設 数 (01)								

〔注〕1 この表は政令市及び特別区が設置する保健所が本年度中に実施した各種事業について計上すること。

2 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。

3 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第39条に規定する当該職員の行ったもののみにについて計上すること。

4 情報に基づき無許可無届営業施設の調査に出動した場合、又は監視の際発見した無許可無届営業施設については計上しないこと。

5 計上の単位は、同一施設を1回監視指導するごとに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」とすること。

市区町村符号	保健所符号	表番号
		1200

政令市（特別区）名

平成 16 年度分

12 試験検査

			依頼等による試験検査				依頼等によらないもの
			住 民	市町村	市町村以外 の行政機関 (医療機関、学校等)	その他 (医療機関、学校等)	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
政令市・特別区	細菌学的検査	赤 痢 (01)					
		コレラ (02)					
		チフス (03)					
		結 核 (04)					
		その他 (05)					
	食中毒関係検査	微生物学的検査 (06)					
		理化学的検査 (07)					
		その他 (08)					
		微生物学的検査 (09)					
		理化学的検査 (10)					
	食品等検査	その他 (11)					
		血液一般検査 (12)					
		血清等検査					
		HBs抗原、抗体検査 (13)					
		梅毒血清検査 (14)					
	臨床学的検査	その他 (15)					
		生化学検査 (16)					
		先天性代謝異常検査 (17)					
		尿一般等 (18)					
		神経芽細胞腫 (19)					
	衛生学的検査	潜血反応 (20)					
		寄生虫卵 (21)					
		その他 (22)					

			依頼等による試験検査				依頼等によらないもの
			住 民	市町村	市町村以外 の行政機関 (医療機関、学校等)	その他 (医療機関、学校等)	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
政令市・特別区	臨床学的検査	生化学的検査					
		心電図 (23)					
		眼底 (24)					
		間接撮影 (25)					
		胸部X線検査					
	水質検査	直接撮影 (26)					
		新撮撮影 (27)					
		その他 (28)					
		細菌学的検査 (29)					
		理化学的検査 (30)					
	環境・公害関係検査	生物学的検査 (31)					
		細菌学的検査 (32)					
		理化学的検査 (33)					
		利用水等 (プール水等を含む) 細菌学的検査 (34)					
		理化学的検査 (35)					
	その他	廃棄物関係検査 (36)					
		大気検査 (37)					
		水質検査 (公共用水域、工場等排水、浄化槽放流水等) (38)					
		騒音・振動 (39)					
		悪臭検査 (40)					
	その他	土壌・底質検査 (41)					
		その他 (42)					
		その他 (43)					

			依頼等による試験検査				依頼等によらないもの
			住 民	市町村	市町村以外 の行政機関 (医療機関、学校等)	その他 (医療機関、学校等)	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
(再掲) 保健所	細菌学的検査	赤 痢 (01)					
		コレラ (02)					
		チフス (03)					
		結 核 (04)					
		その他 (05)					
	食中毒関係検査	微生物学的検査 (06)					
		理化学的検査 (07)					
		その他 (08)					
		微生物学的検査 (09)					
		理化学的検査 (10)					
	食品等検査	その他 (11)					
		血液一般検査 (12)					
		血清等検査					
		HBs抗原、抗体検査 (13)					
		梅毒血清検査 (14)					
	臨床学的検査	その他 (15)					
		生化学検査 (16)					
		先天性代謝異常検査 (17)					
		尿一般等 (18)					
		神経芽細胞腫 (19)					
	衛生学的検査	潜血反応 (20)					
		寄生虫卵 (21)					
		その他 (22)					

			依頼等による試験検査				依頼等によらないもの
			住 民	市町村	市町村以外 の行政機関 (医療機関、学校等)	その他 (医療機関、学校等)	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
(再掲) 保健所	臨床学的検査	生化学的検査					
		心電図 (23)					
		眼底 (24)					
		間接撮影 (25)					
		胸部X線検査					
	水質検査	直接撮影 (26)					
		新撮撮影 (27)					
		その他 (28)					
		細菌学的検査 (29)					
		理化学的検査 (30)					
	環境・公害関係検査	生物学的検査 (31)					
		細菌学的検査 (32)					
		理化学的検査 (33)					
		利用水等 (プール水等を含む) 細菌学的検査 (34)					
		理化学的検査 (35)					
	その他	廃棄物関係検査 (36)					
		大気検査 (37)					
		水質検査 (公共用水域、工場等排水、浄化槽放流水等) (38)					
		騒音・振動 (39)					
		悪臭検査 (40)					
	その他	土壌・底質検査 (41)					
		その他 (42)					
		その他 (43)					

- [注] 1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所で行った地域保健事業に関する試験検査にかかる検体数を計上すること。
- 3 政令市、特別区及び保健所において行った検査のみについて計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。
- 4 表側の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について表側に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
- 5 「依頼等によらないもの(5)」には、政令市、特別区及び保健所自らの事業・調査及び独自の研究として行われる検査を実施した場合に計上すること。

市区町村符号	保健所符号	表番号
		1310

政令市（特別区）名

平成 16 年度分

13(1) 連絡調整に関する会議

		開催回数 (1)	参加機関・団体数 (2)	(再掲) 係 福 機 関 (3)	議 事 内 容 (延 件 数)						計 (9)
					基 本 的 実 施 事 業 基 本 的 実 施 事 業 基 本 的 実 施 事 業 (4)	実 施 体 制 保 全 実 施 体 制 保 全 実 施 体 制 保 全 (5)	サ ー ビ ス 指 針 事 業 サ ー ビ ス 指 針 事 業 サ ー ビ ス 指 針 事 業 (6)	提 議 事 業 提 議 事 業 提 議 事 業 (7)	事 業 評 価 事 業 事 業 評 価 事 業 事 業 評 価 事 業 (8)	そ の 他 (8)	
政 令 市 ・ 特 別 区	主 催	母子保健に関する会議 (01)									
		老人保健に関する会議 (02)									
		障害者福祉調整会議（精神等を含む。） (03)									
		健康日本21地方計画策定会議等 (04)									
		そ の 他 (05)									
	参 加	都道府県主催の会議への参加 (06)									
		保健所主催の会議への参加 (07)									
		その他関係機関・団体主催の会議への参加 (08)									
		（再掲）介護保険関連の会議 (09)									
保 健 所	主 催	保健所運営協議会 (01)									
		保健所保健事業連絡協議会 (02)									
		母子保健推進協議会 (03)									
		保健所保健福祉サービス調整推進会議 (04)									
		地域保健医療協議会等 (05)									
		健康日本21地方計画策定会議等 (06)									
		健康危機管理関連会議等 (07)									
		そ の 他 (08)									
	参 加	都道府県主催の会議への参加 (09)									
		市町村主催の会議への参加 (10)									
		その他関係機関・団体主催の会議への参加 (11)									
		（再掲）介護保険関連の会議 (12)									

※参加機関・団体数は延数である。

- 〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について計上し、「保健所」記入欄には保健所活動分を計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が主催あるいは参加した地域保健事業に関する会議について、開催回数、参加機関・団体（民間・ボランティアを含む。）数及び議事内容について計上すること。
- なお、研究会、講習会等の各種の集会は計上しないこと。
- 3 政令市、特別区及び保健所が主催して各種の協議会、打合せ会、連絡会等を開催した場合に計上すること。
- 4 政令市及び特別区にあっては、当該市及び当該区以外の機関が開催した会議に当該市・区職員が参加した場合に計上すること。
- 5 保健所にあっては、保健所以外の機関が開催した会議に保健所職員が参加した場合に計上すること。
- 6 「議事内容（延件数）」については、同一の会議で複数区分に該当する議事内容で行った場合は、各々該当する区分に計上すること。
- ただし、同一区分において母子保健、老人保健等複数の事業について行っても「1」と計上すること。
- 7 「都道府県主催の会議への参加(09)」には都道府県、指定都市、中核市、その他政令市及び特別区が主催する連絡調整に関する会議に参加した場合に計上すること。
- 8 「市町村主催の会議への参加(10)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	保健所符号	表番号
		1330

政令市（特別区）名

13(3) 調査・研究

平成 16 年度分

		対 人 保 健											
		全 般											
		地域診断 (1)	情報システム (2)	母子保健 (3)	老人保健 (4)	健康増進 (5)	歯科保健 (6)	感染症 (7)	(再掲) 結核エイズ (8)(9)	精神保健 福祉 (10)	難 病 (11)	介護保険 (12)	そ の 他 (13)
政令市・特別区	件数 (01)												
(再掲) 保健所	件数 (02)												

		対 物 保 健				計 (18)	(再掲) 健康危機 管理 (19)
		医 薬 事 業 (14)	食品衛生 (15)	環境衛生 (16)	そ の 他 (17)		
政令市・特別区	件 数 (01)						
(再掲) 保健所	件 数 (02)						

- 〔注〕1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所が行った地域保健に関する事業を実施していくうえで必要となることがらについての調査及び研究について、その内容及び件数を計上すること。
- 3 政令市、特別区及び保健所が組織として行い、その内容については刊行物等にとりまとめ、学会や公の会議や広報紙等で公表した調査及び研究について計上すること。
- 4 件数は、調査対象者数ではなく、調査ごとに「1」と計上すること。例えば、「〇〇市における高齢者の健康意識に関する調査（対象65歳以上の住民500名）」は「1」と計上すること。
- 5 研究については、報告書、学会等での発表ごとに「1」と計上すること。
- 6 同一の調査及び研究で複数区分に該当する調査・研究を行った場合は主たる区分に計上すること。

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

地域保健・老人保健事業報告

市区町村符号	保健所符号	表番号
		1410

政令市（特別区）名

平成 16 年度分（年度末現在）

14(1) 職員設置状況

			常勤(実人員) (年度末現在) (1)	非常勤(延人員) (年度活動分) (2)
政 令 市 ・ 特 別 区	医 師	(01)		
	歯科医師	(02)		
	獣 医 師	(03)		
	薬 剤 師	(04)		
	保 健 師	(05)		
	(再掲) 派 遣	(06)		
	(再掲) 交 流	(07)		
	助 産 師	(08)		
	看 護 師	(09)		
	准看護師	(10)		
	理学療法士	(11)		
	作業療法士	(12)		
	歯科衛生士	(13)		
政 令 市 ・ 特 別 区	診療放射線技師	(14)		
	診療エックス線技師	(15)		
	臨床検査技師	(16)		
	衛生検査技師	(17)		
	管理栄養士	(18)		
	栄 養 士	(19)		
	そ の 他	(20)		
	計	(21)		
	(再掲) 精神保健福祉士	(22)		
	(再掲) 精神保健福祉相談員	(23)		
	(再掲) 栄養指導員	(24)		
	(再掲) 健康運動指導士	(25)		
	(再掲) 健康運動実践指導者	(26)		
(再掲) 保 健 所	食品衛生監視員	(27)		
	環境衛生監視員	(28)		
	医療監視員	(29)		
	診療放射線技師	(14)		
	診療エックス線技師	(15)		
	臨床検査技師	(16)		
	衛生検査技師	(17)		
	管理栄養士	(18)		
	栄 養 士	(19)		
	そ の 他	(20)		
	(再掲) 医療社会事業員	(21)		
	計	(22)		
	(再掲) 精神保健福祉士	(23)		
	(再掲) 精神保健福祉相談員	(24)		
(再掲) 保 健 所	栄養指導員	(25)		
	健康運動指導士	(26)		
	健康運動実践指導者	(27)		
	食品衛生監視員	(28)		
	環境衛生監視員	(29)		
	医療監視員	(30)		

- 〔注〕 1 この表の「政令市・特別区」の記入欄には、政令市・特別区が実施主体となって本年度中に実施した各種事業について保健所活動分も含めて計上し、「(再掲) 保健所」の記入欄には、保健所活動分を再掲として計上すること。
 なお、「政令市・特別区」の記入欄の項目が記入不要欄（斜線）となっている場合は、当該項目の「(再掲) 保健所」の記入欄は再掲扱いとはせず計上すること。
- 2 この表には、政令市、特別区及び保健所の本年度末現在における職種別常勤職員及び非常勤職員が地域保健事業に関して活動した時間を延人員に換算して計上すること。
 なお、政令市及び特別区にあっては当該市・区に駐在している保健師及び交流人事により保健所に来ている保健師も含めること。
 また、休職中の者及び育児休業者の代替として勤務している者は計上しないこと。
- 3 「常勤(実人員)(年度末現在)(1)」には、本年度末現在における政令市、特別区及び保健所に勤務する常勤の職員（育児休業中のものを含む）の数を計上すること。
 なお、3月31日付で、職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 4 「非常勤(延人員)(年度活動分)(2)」には、通常の勤務形態をとらない雇用条件のもの及び臨時雇い上げの者が活動した分を以下の方法により延人員に換算して計上すること。
 換算方法 ア 活動した時間8時間以内を1人とする。
 イ 8時間を超える場合は、8時間までを増すごとに1人とする。
- 5 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	1 5 1 0

政令市（特別区）名
平成 16 年度分

15(1) 老人保健（健康手帳の交付等）

15(1)-01 老人保健事業等の対象者

	基本健康診査 (1)	胃 が ん (2)	肺 が ん (3)	大 腸 が ん (4)	子 宮 が ん (5)	乳 が ん (6)
男 (01)						
女 (02)						

15(1)-02 医療受給資格者への医療受給者証の交付状況

	新 規 交 付 (年度中) (1)	資 格 喪 失 (年度中) (2)	年度末現在数 (3)
75 歳 以 上 ※ (01)			
(再掲) 負担割合が2割である者 (02) (法第28条第1項第2号該当者)			
65 ～ 74 歳 (03) (法第25条第1項第2号該当者)			
(再掲) 負担割合が2割である者 (04) (法第28条第1項第2号該当者)			
計 (05)			

※平成14年9月30日の時点で70歳以上であった者を含む。

15(1)-03 医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付状況

	40 ～ 74 歳 (1)	75 歳 以 上 (2)	計 (3)
交 付 数 ※(01) (年 度 中)			

※本年度中の新規交付数を計上する。再交付及び更新は計上しない。

〔注〕

- この表は、市町村（特別区を含む。）が行った老人保健事業等の対象者及び健康手帳の交付状況を把握するものである。
- 市町村（特別区を含む。）の40歳以上の者（子宮がん検診及び乳がん検診にあっては30歳以上の者）のうち、基本健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん及び乳がんの対象となる者を計上すること。
- 老人保健法第13条の規定により、本年度中において市町村（特別区を含む。）が行った健康手帳の交付状況を医療受給資格者への医療受給者証の交付と、医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付に区分して計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	表番号
	1520

政令市（特別区）名

15(2) 老人保健（健康教育）

平成 16 年度分

15(2)-01 個別健康教育の実施状況

	基本健康診査要指導者						要医療者で医師が必要と認めた者					
	指導を開始した者			指導を終了した者			指導を開始した者			指導を終了した者		
	市実 (1)	町施 (2)	村施 (3)	医実 (4)	療施 (5)	機託 (6)	市実 (7)	町施 (8)	村施 (9)	医実 (10)	療施 (11)	機託 (12)
高血圧 (01)												
高脂血症 (02)												
糖尿病 (03)												
喫煙 (04)												
計 (05)												

15(2)-02 集団健康教育等の実施状況

	集団健康教育					介護家族 (6)	計 (7)
	歯周疾患 (1)	骨粗鬆症 (2)	病態別 (3)	業 (4)	一般 (5)		
開催回数 (01)							
参加延人員 (02)							

〔注〕

- 「15(2)老人保健（健康教育）」の表は、市町村（特別区を含む。）が行った健康教育の実施状況を把握するものである。
- 老人保健法第14条の規定により、本年度中に市町村が行った個別健康教育の指導状況及び実施状況、集団健康教育の開催回数及び参加延人員を教育内容別に計上すること。
- 「指導を終了した者」には、昨年度中に指導を開始し、本年度中にその教育課程を終了した者については計上しない。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	表番号
	1530

政令市（特別区）名
平成 16 年度分

15(3) 老人保健（健康相談）

		開催回数 (1)	被指導延人員 (2)
重点健康相談	高血圧 (01)		
	高脂血症 (02)		
	糖尿病 (03)		
	歯周疾患 (04)		
	骨粗鬆症 (05)		
	病態別 (06)		
介護家族健康相談 (07)			
総合健康相談 (08)			
計 (09)			

- 〔注〕
- 1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行った健康相談の開催状況を把握するものである。
 - 2 老人保健法第15条の規定により、本年度中に市町村が行った健康相談の開催回数、被指導延人員を相談内容別に計上すること。
 - 3 「開催回数」には、開催した場所（会場）ごとに、1日を1単位として開催回数を計上すること。なお、参加人員がいなかった場合、開催とはならないので回数には含まないこと。

市区町村符号	表番号
	1540

政令市（特別区）名

平成 16 年度分

15(4) 老人保健（基本健康診査）

15(4)-01 受診者及び指導区分別状況

		受診者数（年度中）			指導区分別実人員			健康度評価事業実施延人員 (7)	生活習慣改善被指導延人員 (8)
		基本健康診査 (1)	訪問基本健康診査 (2)	介護家族訪問基本健康診査 (3)	異常認めず (4)	要指導 (5)	要医療 (6)		
男	40～49歳(01)								
	50～59歳(02)								
	60～64歳(03)								
	65～69歳(04)								
	70～74歳(05)								
	75歳以上(06)								
	計(07)								
	検診方式(再掲) 個別(08) 集団(09)								
女	40～49歳(10)								
	50～59歳(11)								
	60～64歳(12)								
	65～69歳(13)								
	70～74歳(14)								
	75歳以上(15)								
	計(16)								
	検診方式(再掲) 個別(17) 集団(18)								

15(4)-02 主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員

		血 圧 (1)	《再 掲》				総コレス テロール (6)	《再 掲》			糖尿病 (10)	《再 掲》	
			正 常 値 (2)	軽 症 高血圧 (3)	中 等 度 高血圧 (4)	重 症 高血圧 (5)		要指導 (a) (7)	要指導 (b) (8)	要医療 (9)		要指導 (11)	要医療 (12)
男	40 ～ 49 歳 (01)												
	50 ～ 59 歳 (02)												
	60 ～ 64 歳 (03)												
	65 ～ 69 歳 (04)												
	70 ～ 74 歳 (05)												
	75 歳 以 上 (06)												
	計 (07)												
女	40 ～ 49 歳 (08)												
	50 ～ 59 歳 (09)												
	60 ～ 64 歳 (10)												
	65 ～ 69 歳 (11)												
	70 ～ 74 歳 (12)												
	75 歳 以 上 (13)												
	計 (14)												

		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	うちアルコール性 (疑いを含む。) (再掲)	腎機能障害 (疑いを含む。)	た	ば	こ
		(13)	(14)	(15)	(16)	吸っていない (17)	吸っている (20本未満) (18)	吸っている (20本以上) (19)
男	40 ～ 49 歳 (01)							
	50 ～ 59 歳 (02)							
	60 ～ 64 歳 (03)							
	65 ～ 69 歳 (04)							
	70 ～ 74 歳 (05)							
	75 歳 以上 (06)							
	計 (07)							
女	40 ～ 49 歳 (08)							
	50 ～ 59 歳 (09)							
	60 ～ 64 歳 (10)							
	65 ～ 69 歳 (11)							
	70 ～ 74 歳 (12)							
	75 歳 以上 (13)							
	計 (14)							

[注] 1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行った基本健康診査の実施状況を把握するものである。

2 老人保健法第16条の規定により、本年度中に市町村が行った基本健康診査の受診者数、指導区分別人員、健康度評価事業実施延人員、生活習慣改善被指導延人員検査項目別受診者数及び検査結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	表番号
	1550

政令市（特別区）名
平成 16 年度分

15(5) 老人保健（歯周疾患検診・骨粗鬆症検診）

15(5)－01 歯周疾患検診受診者の状況及び指導区分別状況

	受診者数		要精検者 (3)	要指導者 (4)	異常認めず (5)
	男 (1)	女 (2)			
40 歳 (01)					
50 歳 (02)					
計 ※ (03)					

※受診した「40歳」「50歳」「60歳」「70歳」の合計を計上すること。

15(5)－02 骨粗鬆症検診受診者の状況及び指導区分別状況

	受診者数(女) (1)	要精検者 (2)	要指導者 (3)	異常認めず (4)
40 歳 (01)				
50 歳 (02)				
計 (03)				

〔注〕

- 1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行った歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診の実施状況を把握するものである。
- 2 老人保健法第16条の規定により、本年度中に市町村が行った歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診について、受診者数、指導区分別実人員数を年齢別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	表番号
	1560

政令市（特別区）名
平成 16 年度分

15(6) 老人保健（機能訓練）

15(6)－01 機能訓練実施状況

	実 施 施 設 数 (1)	実 施 回 数 (2)
A 型 (01)		
B 型 (02)		
計 (03)		

15(6)－02 機能訓練被指導人員

	被 指 導 人 員 (1)	A 型 (2)	B 型 (3)	被 指 導 人 員 (4)	A 型 (5)	B 型 (6)
40 ～ 64 歳 (01)						
65 ～ 69 歳 (02)						
70 歳 以 上 (03)						
計 (04)						

15(6)－03 機能訓練従事者延人員

	医 師 (1)	理学療法士 (2)	作業療法士 (3)	保 健 師 (4)	看 護 師 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)
A 型 (01)							
B 型 (02)							
計 (03)							

〔注〕
1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行った機能訓練の実施状況を把握するものである。
2 老人保健法第18条の規定により、本年度中に市町村が行った機能訓練について、実施施設数、実施回数、機能訓練被指導人員、機能訓練従事者延人員を計上すること。

市 区 町 村 符 号	表 番 号
	1 5 7 0

政令市（特別区）名 _____ 平成 16 年度分

15(7) 老人保健（訪問指導）

15(7)-01 訪問指導実施状況

		被 訪 問 指 導 実 人 員 (1)	被 訪 問 指 導 延 人 員 (2)
要指導者等	40 ～ 64 歳 (01)		
	65 ～ 69 歳 (02)		
	70 歳 以 上 (03)		
	計 (04)		
個別健康 教育対象者	40 ～ 64 歳 (05)		
	65 ～ 69 歳 (06)		
	70 歳 以 上 (07)		
	計 (08)		
閉じこもり予防	40 ～ 64 歳 (09)		
	65 ～ 69 歳 (10)		
	70 歳 以 上 (11)		
	計 (12)		
介護家族者	40 ～ 64 歳 (13)		
	65 ～ 69 歳 (14)		
	70 歳 以 上 (15)		
	計 (16)		
寝たきり者	40 ～ 64 歳 (17)		
	65 ～ 69 歳 (18)		
	70 歳 以 上 (19)		
	計 (20)		
	口 腔 衛 生 指 導（再掲） (21)		
	栄 養 指 導（再掲） (22)		
痴呆性老人	40 ～ 64歳（初老期痴呆） (23)		
	65 ～ 69 歳 (24)		
	70 歳 以 上 (25)		
	計 (26)		
その他	40 ～ 64 歳 (27)		
	65 ～ 69 歳 (28)		
	70 歳 以 上 (29)		
	計 (30)		

15(7)-02 訪問指導従事者の状況

訪 問 指 導 従 事 者 延 人 員						
医 師 (1)	保 健 師 (2)	看 護 師 (3)	栄 養 士 (4)	歯 科 衛 生 士 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)

〔注〕1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行った訪問指導の実施状況を把握するものである。

2 老人保健法第19条の規定により、本年度中に市町村が行った要指導者等、個別健康教育対象者、閉じこもり予防、介護家族者、寝たきり者、痴呆性老人、その他による被訪問指導実人員及び被訪問指導延人員を計上すること。なお、口腔衛生指導、栄養指導についても再掲で計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	表番号
	1581

政令市（特別区）名

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)－01 男－胃がん・大腸がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員				未把握 (7)	未受診者 (8)
				異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い の 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)		
胃	40 ～ 44 歳 (01)								
	45 ～ 49 歳 (02)								
	50 ～ 54 歳 (03)								
	55 ～ 59 歳 (04)								
	60 ～ 64 歳 (05)								
	65 ～ 69 歳 (06)								
	70 ～ 74 歳 (07)								
	75 ～ 79 歳 (08)								
	80 歳 以 上 (09)								
	計 (10)								
がん	検 診 個 別 (11)								
	方 式 集 団 (12)								
大	40 ～ 44 歳 (13)								
	45 ～ 49 歳 (14)								
	50 ～ 54 歳 (15)								
	55 ～ 59 歳 (16)								
	60 ～ 64 歳 (17)								
	65 ～ 69 歳 (18)								
	70 ～ 74 歳 (19)								
	75 ～ 79 歳 (20)								
	80 歳 以 上 (21)								
	計 (22)								
がん	検 診 個 別 (23)								
	方 式 集 団 (24)								

[注] 1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、胃がん及び大腸がんを検診ごとに、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	表番号
	1582

政令市（特別区）名
平成 16 年度分

15(8) 老人保健（がん検診）

15(8)-02 女一胃がん・大腸がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員				未把握 (7)	未受診者 (8)
			異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い の 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)			
胃 が	40 ～ 44 歳 (01)								
	45 ～ 49 歳 (02)								
	50 ～ 54 歳 (03)								
	55 ～ 59 歳 (04)								
	60 ～ 64 歳 (05)								
	65 ～ 69 歳 (06)								
	70 ～ 74 歳 (07)								
	75 ～ 79 歳 (08)								
	80 歳 以 上 (09)								
	計 (10)								
ん	検 診 個 別 (11)								
	方 式 集 団 (12)								
大 腸	40 ～ 44 歳 (13)								
	45 ～ 49 歳 (14)								
	50 ～ 54 歳 (15)								
	55 ～ 59 歳 (16)								
	60 ～ 64 歳 (17)								
	65 ～ 69 歳 (18)								
	70 ～ 74 歳 (19)								
	75 ～ 79 歳 (20)								
	80 歳 以 上 (21)								
	計 (22)								
が ん	検 診 個 別 (23)								
	方 式 集 団 (24)								

[注] 1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。
2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、胃がん及び大腸がんを検診ごとに、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

市区町村符号					表番号
					1583

政令市（特別区）名 _____

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)-03 男-肺がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員	異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い 有 る 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)	未 把 握 (7)	未 受 診 者 (8)
胸部 エ ク ス 線 検 査 の み	40 ～ 44 歳 (01)									
	45 ～ 49 歳 (02)									
	50 ～ 54 歳 (03)									
	55 ～ 59 歳 (04)									
	60 ～ 64 歳 (05)									
	65 ～ 69 歳 (06)									
	70 ～ 74 歳 (07)									
	75 ～ 79 歳 (08)									
	80 歳 以 上 (09)									
	計 (10)									
喀 痰 細 胞 診 の み	検 診 式 個 別 (11) 方 式 (再掲) 集 団 (12)									
	40 ～ 44 歳 (13)									
	45 ～ 49 歳 (14)									
	50 ～ 54 歳 (15)									
	55 ～ 59 歳 (16)									
	60 ～ 64 歳 (17)									
	65 ～ 69 歳 (18)									
	70 ～ 74 歳 (19)									
	75 ～ 79 歳 (20)									
	80 歳 以 上 (21)									
胸部 エ ク ス 線 検 査 及 び 喀 痰 細 胞 診	計 (22)									
	検 診 式 個 別 (23) 方 式 (再掲) 集 団 (24)									
	40 ～ 44 歳 (25)									
	45 ～ 49 歳 (26)									
	50 ～ 54 歳 (27)									
	55 ～ 59 歳 (28)									
	60 ～ 64 歳 (29)									
	65 ～ 69 歳 (30)									
	70 ～ 74 歳 (31)									
	75 ～ 79 歳 (32)									
胸部 エ ク ス 線 検 査 及 び 喀 痰 細 胞 診	80 歳 以 上 (33)									
	計 (34)									
	検 診 式 個 別 (35) 方 式 (再掲) 集 団 (36)									

[注] 1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、肺がんの検診項目別に、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

市区町村符号					表番号
					1584

政令市（特別区）名

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)-04 女-肺がん

			受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員				未把握 (7)	未受診者 (8)
					異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い あ る 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)		
胸部 エ ク ス 線 検 査 の み	40 ～ 44 歳 (01)									
	45 ～ 49 歳 (02)									
	50 ～ 54 歳 (03)									
	55 ～ 59 歳 (04)									
	60 ～ 64 歳 (05)									
	65 ～ 69 歳 (06)									
	70 ～ 74 歳 (07)									
	75 ～ 79 歳 (08)									
	80 歳 以 上 (09)									
	計 (10)									
喀 痰 細 胞 診 の み	検 診 式 方 (再掲)	個 別 (11)								
		集 団 (12)								
	40 ～ 44 歳 (13)									
	45 ～ 49 歳 (14)									
	50 ～ 54 歳 (15)									
	55 ～ 59 歳 (16)									
	60 ～ 64 歳 (17)									
	65 ～ 69 歳 (18)									
	70 ～ 74 歳 (19)									
	75 ～ 79 歳 (20)									
胸 部 エ ク ス 線 検 査 及 び 喀 痰 細 胞 診	80 歳 以 上 (21)									
	計 (22)									
	検 診 式 方 (再掲)	個 別 (23)								
		集 団 (24)								
	40 ～ 44 歳 (25)									
	45 ～ 49 歳 (26)									
	50 ～ 54 歳 (27)									
	55 ～ 59 歳 (28)									
	60 ～ 64 歳 (29)									
	65 ～ 69 歳 (30)									
	70 ～ 74 歳 (31)									
	75 ～ 79 歳 (32)									
	80 歳 以 上 (33)									
	計 (34)									
	検 診 式 方 (再掲)	個 別 (35)								
		集 団 (36)								

〔注〕1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、肺がんの検診項目別に、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

市区町村符号					表番号
					1585

政令市（特別区）名

15(8) 老人保健（がん検診）

平成 16 年度分

15(8)-05 女-子宮がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結果別人員					未把握 (7)	未受診者 (8)
				異常 認めず (3)	がんで あった者 (4)	が 疑 あ る (5)	の の 者 (6)	が ん 以 外 の 疾 患 あ っ た 者 (6)		
頸 部 の み	30～34歳 (01)									
	35～39歳 (02)									
	40～44歳 (03)									
	45～49歳 (04)									
	50～54歳 (05)									
	55～59歳 (06)									
	60～64歳 (07)									
	65～69歳 (08)									
	70～74歳 (09)									
	75～79歳 (10)									
	80歳以上 (11)									
	計 ※ (12)									
体 部 の み	検診方式 (再掲)	個別 (13)								
		集団 (14)								
	30～34歳 (15)									
	35～39歳 (16)									
	40～44歳 (17)									
	45～49歳 (18)									
	50～54歳 (19)									
	55～59歳 (20)									
	60～64歳 (21)									
	65～69歳 (22)									
	70～74歳 (23)									
	75～79歳 (24)									
	80歳以上 (25)									
頸 部 及 び 体 部	計 ※ (26)									
	検診方式 (再掲)	個別 (27)								
		集団 (28)								
	30～34歳 (29)									
	35～39歳 (30)									
	40～44歳 (31)									
	45～49歳 (32)									
	50～54歳 (33)									
	55～59歳 (34)									
	60～64歳 (35)									
	65～69歳 (36)									
	70～74歳 (37)									
	75～79歳 (38)									
	80歳以上 (39)									
	計 ※ (40)									
	検診方式 (再掲)	個別 (41)								
		集団 (42)								

※受診した20歳以上の合計を計上すること。

〔注〕1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、子宮がんの検診項目（頸部のみ・体部のみ・頸部及び体部）別に、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	3	政令市（特別区）
----	---	----------

市区町村符号	表番号
	1586

政令市（特別区）名 _____ 平成 16 年度分

15(8) 老人保健（がん検診）

15(8)-06 女-乳がん

		受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査 (年度中) (2)	結 果 別 人 員	異 常 認 め ず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い の 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)	未 把 握 (7)	未 受 診 者 (8)
視 触 診 方 式	30 ～ 34 歳※(01)									
	35 ～ 39 歳※(02)									
	40 ～ 44 歳 (03)									
	45 ～ 49 歳 (04)									
	50 ～ 54 歳 (05)									
	55 ～ 59 歳 (06)									
	60 ～ 64 歳 (07)									
	65 ～ 69 歳 (08)									
	70 ～ 74 歳 (09)									
	75 ～ 79 歳 (10)									
	80 歳 以 上 (11)									
	計 (12)									
視 触 診 方 式 及 び マ ン モ グ ラ フ ィ	検 診 個 別 (13) 方 式 (再掲) 集 団 (14)									
	30 ～ 34 歳※(15)									
	35 ～ 39 歳※(16)									
	40 ～ 44 歳 (17)									
	45 ～ 49 歳 (18)									
	50 ～ 54 歳 (19)									
	55 ～ 59 歳 (20)									
	60 ～ 64 歳 (21)									
	65 ～ 69 歳 (22)									
	70 ～ 74 歳 (23)									
	75 ～ 79 歳 (24)									
	80 歳 以 上 (25)									
	計 (26)									
	検 診 個 別 (27) 方 式 (再掲) 集 団 (28)									

※この欄には計上しないこと。

〔注〕1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。

2 本年度中に市町村が行ったがん検診について、乳がんの検診項目（視触診方式・視触診方式及びマンモグラフィ）別に、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を年齢階級別に計上すること。